

## 会議録

会議の名称	第83回小金井市公立保育園運営協議会次第		
事務局	子ども家庭部保育課		
開催日時	令和7年9月6日(土)午後2時00分～午後5時57分		
開催場所	市役所第二庁舎8階801会議室		
出席者	五園連	橋本 博人 芹江 雅貴 廣瀬 久美子 山内 花凜 岩黒 健吾 守部 桃子 内山 雄介 市岡 幸大	委員(くりのみ保育園) 委員(くりのみ保育園) 委員(わかたけ保育園) 委員(小金井保育園) 委員(小金井保育園) 委員(さくら保育園) 委員(けやき保育園) 委員(けやき保育園)
	市	堤 直規 黒澤 佳枝 中島 良浩 小林 亜子 柴田 桂子 小方 久美 池田 由美子	委員(子ども家庭部長) 委員(子ども家庭部保育課長) 委員(保育施策調整担当課長) 委員(くりのみ保育園園長) 委員(さくら保育園園長) 委員(小金井保育園園長) 委員(けやき保育園園長)
欠席者	五園連	佐田山 彩紀 上田 沙耶香	委員(わかたけ保育園) 委員(さくら保育園)
	市	杉山 久子	委員(わかたけ保育園園長)
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可・一部不可・不可		
傍聴者数	8人		
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 第81回(7/19実施分)議事録の確認 (2) アンケートについて (3) その他 ア 次回以降の日程 イ その他 (4) 小金井市立保育園の在り方に関する方針について		

	<p>ア 小金井市立保育園の在り方に関する方針の策定について  イ 前回委員会時の要求資料について</p>
発言内容・ 発言者名（主な 発言要旨）	別紙のとおり
会議結果	<p>1 開会  2 議事</p> <p>(1) 第81回（7／19実施分）議事録の確認  (2) アンケートについて  (3) その他  ア 次回以降の日程  イ その他  (4) 小金井市立保育園の在り方に関する方針について  ア 小金井市立保育園の在り方に関する方針の策定について  イ 前回委員会時の要求資料について</p>
提出資料	<p>(1) 資料318 令和7年度公立保育園の運営に関するアンケート調査  (集計結果)</p> <p>(2) 資料319 小金井市立保育園の在り方に関する方針</p> <p>(3) 資料320 小金井市保育の在り方に関する方針（案）策定途中における定員管理の試算</p> <p>(4) 資料321 方針に係る今後の取組について</p> <p>(5) 資料322 段階的縮小に伴う保育の取組内容</p> <p>(6) 資料323 小金井市立保育園の在り方に関する方針に係る正規職員体制について</p>
その他の	参考人4人

## 第83回小金井市公立保育園運営協議会 会議録

令和7年9月6日

### 開 会

- 堤委員長 それではただいまから、小金井市公立保育園運営協議会の会議を開催いたします。  
本日は対面の実施となり、リモートでの参加の方はいらっしゃいません。  
本日の欠席は、わかたけ保育園の佐田山委員と杉山委員です。  
それでは、市岡共同委員長からもご挨拶をお願いします。
- 市岡委員長 本日も、よろしくお願いいたします。
- 堤委員長 よろしくお願いします。
- 市岡委員長 本日の会議については、保育の関係でマックス6時までにしたいと思います。延長しても6時までということでお願いいたします。
- 堤委員長 よろしくお願いします。それでは次第に沿って進行します。  
(1) 会議録の確認についてです。特段、修正のお申出は校正依頼時にありませんでしたので、校正依頼した内容をもって確定させていただきたいと思います。  
よろしいでしょうか。
- 市岡委員長 はい、大丈夫です。
- 堤委員長 ありがとうございます。それでは速やかに、ホームページに掲載等できるようにいたします。  
それでは(2)アンケートについてを議題といたします。  
アンケートの集計結果について、説明をお願いします。
- 中島委員 資料のほう、事前にちょっと配付をさせていただきましたが、すみません、10ページと11ページのところです。回答数のグラフの集計に誤りがありました。こちらを修正させていただいている。  
あわせて16ページのところの値、けやき保育園のグラフの値についても誤りがありましたので、本日、お手元に配付しているものは修正したものになってございますので、ご確認をお願いいたします。
- 大きく資料の1枚目に書かせていただいていますが、今回の回答期間は、1週間延ばさせていただいております。それを踏まえた上で、令和5年度、6年度と今回の回収率

を、資料の1枚目に書かせていただきました。

結果としては、昨年度65%だった回収率は、今回58%でございました。

令和5年と比較すると、増えていますが、令和6年よりは減少しているということになります。

こちらの部分につきましては、昨年と同じような周知と同じような期間を設けておりますので、事務局としては同じような状況で実施している中での要因というのは、なかなか判断が難しいところとなってございます。

あわせて、アンケートの結果の部分です。各項目、満足、おおむね満足のところの割合については、大きく令和6年度と変わらず9割前後となってございます。引き続き高い水準で、満足、おおむね満足としていただいた傾向が見られます。

自由記述の欄につきましては、やはり今回は、方針案の関係がございましたので、そちらに関するご意見が多く見られた部分がございます。

あと、昨年、一昨年と比較して、これはこの運協の議題とするかどうかも含めて、ご意見を頂戴する部分にはなりますけれども、今まであまり見られなかった意見として見られるのは、父母会の活動についての負担感とか、父母会の加入に関するご不満、加入を必須なのかとか、そういうご意見が自由記述で散見されます。

市に対して、それをどうにかすべきではないのか、父母会の加入に関するところを市に対するご意見としていただいているところが、ほかのご意見とは違う、特徴的な部分で出ております。

この部分について、全体で本日ご協議をいただければと思っております。

次年度の実施の方向性等についても、併せて今年の実施状況を含めて、意見交換をこの場でお願いができればと思ってございます。

私のほうからは以上となります。

○堤委員長 ありがとうございます。回収率について、満足度について、それから各項目、自由記述についてというところがポイントになってくるかと思います。

市岡委員長、ほかに何かありますか。例えば、我々で話したときは、回収率については去年より下がってしまっている。ただ、一昨年に比べると高い水準にありまして、そういう意味では回答期間を延ばすというよりは、保護者の方もお忙しいので、リマインドをかけたりすることで、一定の回答率につながるのではないか。

もう一つの論点としては、一昨年のところでいうと、紙のチラシも配っているのです

けれども、そういうこともやりながら、リマインドを行うことが有効ではないかというのを2人で話したところでございます。

そういう意味で、回収率、満足度、各項目や自由記述についてというところでご意見等があればいただきたいと思います。

○市岡委員長 まず、回収率については、佐田山委員からもあったとおり、過去3年分のデータを出していただいて状況を見たのですが、昨年からは下がってしまってはいるのですが、ある程度は、5割以上の回答率というところで、回答いただけているのかなと感じています。

ただ、各園で今回、基本的にいろいろな形で周知していただいたと思うのですが、どうしても見ていただけないこともあるのかなということで、効果的なのはやはり、市からの通知です。コドモンでの通知が一番有効的なのかなと思いますので、来年は1週間前なり5日前なり、直前になったタイミングでリマインドをコドモンを経由して市から送っていただくというのを、来年の試みとしてやっていこうかなと考えているのですが、そこについては、何かご意見等ございますか。

大丈夫ですか。そこは来年のところということでお願いいたします。

そのほか何か、やり方の部分や回収率を上げるための対応など、ご意見等はございますか。よろしいですか。

○堤委員長 次に回答の内容について、いかがでしょうか

○市岡委員長 はい。内容についてですが、委員で内容をすり合わせているという状況では、正直ないので、今日は、何か気になる点だけ出して、次回また、何か大きな意見あれば議題として上げる。あと、各園で父母会等を通じて今回いただいた意見とかも振り返りとかレビューをしていければと感じていますが、現時点で何か委員のほうからアンケートの集計結果の内容だったり自由記述の部分でご質問とかご意見等はございますか。

○芹江委員 回答数は、前年度比とか前々年度比、あるじゃないですか。回答内容の満足してる、おおむね満足してるとか、ここら辺の前年度比みたいなのはないんですか。

○中島委員 今回、速報という形でまとめているのですけど、設問自体の、例えば満足度のパーセントなどの比較表を作ることはできます。

すみません、今回はそこまで追いついていません。

○芹江委員 だから、よくなっているのか、悪くなったのかとかが全然分からない。

○中島委員 説明の中で、満足とおおむね満足の合計は9割ぐらいとお答えしました。昨年は9

1%ぐらいなので、その1%が満足度が下がったと表現していい数値なのかという判断は難しいと思っています。私の感覚としては、90%台と91%のところで、その1%が有意な差かというところは、なかなか難しいと感じていますので、高い満足度をいただいてるものと、私は理解をしています。

○芹江委員　　全体的には高いんだろうなというふうには見えるんですけど、どちらかというと。じゃあ、あまり満足していないという方が20%わかたけだといっているというのは、何か無視できる数字ではないのかなと思ったんで。

そこを無視するとなると、あんまりこういうアンケート採っている意味ないじゃないかという話になるんじゃないかなと思いましたので。

無記名なんでしたっけ。

○中島委員　　そうです。

○芹江委員　　無記名だから難しいのかもしれないんですけど、その辺の意見をこう、ちゃんと吸い上げないと、アンケートを採っている意味が全くないと思うので。

○中島委員　　何を目的にどうやるかのところで、従来、もともとスタートは、五園連さんがやっていらしたアンケートがこの形で継続になってきています。設問とかも保護者の方で組み立てていただいた部分なので、今、芹江委員がおっしゃる部分については、五園連さんの中で設問の組み立てを考えていたいとの見直しかと思います。

○芹江委員　　なるほどね。あくまで、保護者主体の、アンケートだと。

○中島委員　　成り立ちがそうなっていて、こういった形で聞いていくうという設問は、保護者の方主体でつくり込んでいたいということです。

○芹江委員　　でも何か、満足していない理由の項目とかも上がっているわけですよね。

こういう項目が何か該当するところあるかないかというところから、個別にその回答した人に聞くのが一番手っ取り早いと思いますけど、何か動けないわけではないのかなと思ったんですけど、その辺は特に市としては、もうアンケートを採ってこういう回答をもらって、大体ならすと9割以上満足しているからもう十分だというでおしまいになるものなんですか。

○中島委員　　繰り返しになりますけど、個人の特定をしているアンケートではありません。

○芹江委員　　別にそういうことを言っているんではなくて、これ以上、ここからこれを受けて何か動きがあるものは。すみません、私が分かっていない。これを受け、何かこの後のアクションというものがあるのか、9割以上が満足しているね、よかったですで終わ

るのか、どっち。どうというものなのかをお伺いしています。

○中島委員 例年の結果を踏まえて、五園連さんのほうで、市への要望のまとめに活用されていますので、私たちのほうとしては、それを、市岡共同委員長が先ほど申し上げられたように、これを五園連で、これからも内容をもんでというところかと思っています。

○芹江委員 なるほど、なるほど。かしこまりました。

あくまで五園連からアクションをしていくということ、ありがとうございます。

○市岡委員長 これ、去年と項目は大きく変わっていないと思うのですが、昨年対比、パーセンテージの比較データというのは、全項目は難しいかもしれません、まとめたものを各園と五園総合で作っていただくことは、難しいですか。

○中島委員 パーセンテージだけを抜き取ってということであれば、作ることは可能かとは思います。

ただ、アンケート結果自体、この形で昨年のホームページで見られるので、スピード感で言うなら、それを見つつ、項目の比較はすぐできる下地はあります。

○市岡委員長 なるほど。今年の分ももう、ホームページに上がっているのですか。

○中島委員 今年の分は、今日の会議を踏まえて週明けにホームページにアップします。

○市岡委員長 承知しました。

なるほど。なると、どうですかね。その辺の比較のデータは、昨年のを見れば多分、同じ形でつくっていただいてるとは思うので。

○中島委員 はい。設問は同じになっています。

○市岡委員長 そうですよね。それがもし分かるのであれば、僕は不要かなと思うんですけど、いかがですか。そこまでは要らないですか。

では、それはいいので。大丈夫です。

そのほか何か、ご質問等ございますか。

○岩黒委員 よろしいですか。

○堤委員長 はい。

○岩黒委員 今ちょっと芹江さんからご質問があつた点に関連して、私の記憶違いだったら申し訳ないのですけれど、小金井保育園はもともとたしか、乳児のおむつ、持ち帰りだったような気がするんですけど、たしか今年度からはおむつは全部保育園で処分していただけるような形になったんじゃないかなと思っているんですけども、そもそもそれが、たしかアンケートか何かでそういう意見を伝えたことによって、何か実現したのか改善

した内容だったかなと思ったんですけど、そちらはいかがですか。

○中島委員 まず、おむつの持ち帰りは令和6年度からなので、今年ではなくてもう1年前からです。

○岩黒委員 はい。

○中島委員 運協のアンケートでもご意見をいただいていた部分はありますが、それ以外でも、そういうおむつの持ち帰りというのは課題と認識していましたので、その中でアンケートでもご意見をいただく中で予算化につながったので、当然、後押しにはなった形です。保護者の方から形にしていただいて、ご意見としてしっかりいただいたので、私たち部局のほうも、そこはどうにかしたいと思っていました。ごみの減量の関係や、小金井市は焼却施設の課題もありまして、公共施設からのごみの排出量について、市民の方に減量をお願いしている以上、公共施設からの排出も少なくすべきではないかという、ちょっと課題があります。

このおむつの持ち帰りをやめるということは、保育園としてごみを出すという形になって、事業系の排出量が増えます。公共施設からのごみの排出量が増えるというところとの兼ね合いの整理で、お時間をいただいていたところです。

ただ、利用者の方の利便性から保護者の方からのご意見で、公立以外の方からも当然ご意見をいただき、実現に至ったと思っています。

岩黒委員がおっしゃるように、そういうご意見が政策の実現に一つ要因としてつながった部分はございます。

○岩黒委員 そうです。だからそういう意味であれば、アンケートは我々にとっても市にとっても一定程度役に立つものであるということなので、次年度のアンケートをどうするかというのをまた今後話し合うことだと思いますけど、そういう改善した事例みたいなのを、アンケートをやるときにお示しすれば、もうちょっと回答率向上にもつながるんじゃないかなと。

何のためにやってるのかも分らないし、これを言っても無駄だなと思われたら、それはもちろん回答しないわけなので、こういう政策にもちゃんと生かされていますよみたいな形の情報を合わせて提供することで、よりよいアンケート、回収率の向上につながるんじゃないかなと思いましたので、ご意見させていただきました。ありがとうございます。

○市岡委員長 ありがとうございます。確かにそれはいいかも知れません。何か案内のときに、

そういう事例がありました、こういうふうに有効に、ここにつながった事例がありますみたいなところは、最初のアンケートの案内のときに書くというのはいいのかもしれませんので、その辺はほかにも事例があれば、また来年度につなげればと思います。

そのほかに何かご意見等ございますでしょうか。

○廣瀬委員 11ページのその他の意見のところで、年齢別保育の維持という意見が出ていて、恐らく小金井保育園の方なんだと思うんですけど、こういう意見もあるんだなということが分かったので、ちゃんと話し合うべきなんだろうなというふうに思いました。ということです。今後、どう説明していくのかというのを丁寧にやっていただけたらと思います。

○堤委員長 前回もお話したと思いますけれども、この間、もともとは小金井保育園のように年齢別保育だったのを、ほかの園では異年齢にしていきました。そのときには保育士の中でも話し合いがあり、また保護者の方にもご説明してきましたので、今回も同じように丁寧に対応したいと思います。

○市岡委員長 そのほか、アンケートに関して何かございますでしょうか。

よろしいですか。いま一度、委員のほうでももむのと、五園連のほうにもこれをフィードバックした上で、何か確認する事項等があれば、また次回の協議会の会議で申合せいただければなと思います。

○中島委員 父母会について、アンケートの自由記述で市に求められている部分について、五園連さんでご検討はいただけないかと思っております。

加入を必須だと強制されたというように書かれているわけです。それについて、市が何かすべきではないかということが今回、書かれています。

過去の運協で何回かお伝えしておりますが、このアンケートでこういう意見が出る以前に、複数回保育課に直接そういったご不満が、過去からずっと出てきているのが、今回、アンケートで文面としても出た部分にはなっていますので、すみません、そちらの部分も五園連さんのはうでお話しいただければと思います。

○市岡委員長 はい、ここはフィードバックしていきます。

○堤委員長 (3) のその他のほうに入りたいと思います。その他、次回の日程についてなんですが、次回は11月29日の土曜日の15時半からを想定しております。

場所はこの801会議室を確保しています。基本的には11月29日土曜日15時半からを想定して801会議室を確保しています。

次に（3）その他として何かご意見とかご質問とかあつたらいただきたいと思います。  
一旦よろしいですね。

○守部委員 ちょっと一瞬戻って申し訳ないんですけど、先ほどの父母会のご不満のことなんですが、私たちも廃園の問題があつて段階的縮小で、人数が少なくなる、保護者の人数そのものが、数が少なくなつて、父母会の役員をやってくださる方を募集にかける過程で、こういったような状態になつていつて。

私は今、小2の子がいるので、そこからさくら保育園にいるんですけれども、世帯数が減らなければ特にここまで強要とか、問題が発生しづらかつたことなので、保育課だから何だというところなんですけれども、保育課さんのほうにそういう保護者さんがいたときには、そういったところも配慮いただけたらなと思います。世帯数が減らなければ、父母会の負担はそれは減りますよねという話です。

○中島委員 そういった側面のところは承りました。くりのみ、さくら以外からも出ている部分もございまして、そういった部分も含めてのご検討をお願いできればとおもいます。

○守部委員 そうすると、より今後人数が少なくなると、よりそういうところが出てくるかなと思っております。すみません。

○堤委員長 ご負担をおかけしていることは申し訳ないと思います。父母会があつて、こういう運協があるということは、大事なことだと思っています。

ただ、その上でもちろん、父母会は保護者の方の任意団体なので、そちらについて行政が指導するというのが、なかなか難しいです。以前の運協でもここが話題になったことがあるのですけれども、お答えをお考えいただけるとありがたい、という趣旨であります。

市のほうに来たご意見とかについて受け止める部分は受け止め、また、必要があればフィードバックさせていただきたいと考えていることは、変わりありません。

そうしましたら、おおむね30分ということになりますけれども、次に（4）、小金井市立保育園の在り方に関する方針についてを議題としたいと思います。

前回と同様に、保護者委員の側の方から市立保育園の保護者の方の参加についてご要望をいただいております。参加することについて、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、保護者の方を含めた協議という形に移りたいと思いますので、本日、意見があつてご発言いただく予定の方は前の席のほうにお移りいただきたいと思います。

市岡共同委員長にご紹介をお願いしたいと思います。

○市岡委員長 分かりました。

本日、保育園以外の意見陳述者としてご参加いただいている方につきましては、くりのみ保育園から伊藤さん。

○伊藤参考人 はい、こんにちは。

○市岡委員長 日吉さんはまだ来られてないですよね。

さくら保育園からは小川さん。ご夫婦で参加されています。計4名、日吉さんも来られましたので、よろしくお願ひいたします。

○堤委員長 では、冒頭お願いしましたとおり、4の方についても発言されるとき、最初にお名前言つていただけると助かりますので、よろしくお願ひいたします。会議録に掲載させていただきます。

それでは、ア小金井市立保育園の在り方に関する方針の策定について。イ前回委員会時の要求資料について。まず、市側からご説明させていただきたいと思います。

説明、よろしくお願ひします。

○中島委員 よろしくお願ひします。資料319から順に概要を説明させていただきます。

まずは資料319は、こちら、方針案から市のはうで方針として行政決定した内容になります。

方針案から追加修正した部分には下線を引いております。てにをはなど、軽微な文言の部分には引いておりません。主な内容の修正に係る部分に下線を引いておりますので、そちらのほうでご確認をお願いします。

続けて資料320になります。こちら、前回のご議論の中で、市のはうが方針案を検討するに当たって、定員管理をどう試算したのか、これについては増員が必要、不要とかというところの数字が分からぬといいうご質問いただきました。

そこの部分について、その内容を、説明する資料を作成させていただいています。

大きく試算条件としましては、保育士の職員数について定員管理上で確認を取ったものになります。児童定員を維持した場合、現行どおり93人で5園でというようなところがまず前提条件になります。減員した場合は、1園70人とした場合、その場合の職員数についてのところを書かせていただきました。

通常保育とは別に、役割対応をする職員についての試算としましては、まず、役割対応としては1園当たり4人。誰でも通園対応の職員については1園当たり2人。医療的

ケアの対応の保育士については2人。育児休業代替、任期付職員が見つかりにくいという育休代替の対応分として、各園に配置する部分としては、1園当たり2人を見込んでの試算となってございます。

資料の下のほう、定員管理の試算ですが、もともと5園で93人の定員の枠を定めていましたので、その93人より人数が増えるのか、増えないのかのところを、各園の、5園の場合、4園の場合、3園の場合、2園の場合という各パターンで人数として書かせていただきました。結果、色つきのところが93より多くなるので、増員が必要という定員管理の試算を当時、検討の中で行ったものになります。

続けて、資料321になります。今後の取組のところでございます。

決まっていない部分もありますが、現状、皆様のほうに改めて、今後の取組についてお示しできるところを資料化したものになります。

まず一番としましては、今、議会の中でご議論いただくところでございますが、その議会の定例会を踏まえて、10月と11月の頭までかけて、改めてその議会の検討結果、ご議論の結果を踏まえた説明会を開催したいと思ってございます。

日程の予定については、今、各園と調整させていただいて、資料の時間帯で実施をしたいと考えております。

また、くりのみ保育園、さくら保育園での在園児の保育の部分について、こちらについて、保護者の方、園の職員、保育課の職員の三者で意見交換等できる場を検討したいというお話をさせてもらっていました。こちらについても、議会での結果を踏まえて、そういう場の設置について、皆さんとご協議をさせていただきたいと思っております。

わかたけ保育園、小金井保育園、けやき保育園の老朽化している施設関係の対応等でございます。こちらについては、方針が固まりましたら、議会の結果にもよりますけれども、3園については老朽化の状況を踏まえて、施設の更新についての方針の具体化に着手をしていきたいと考えてございます。

4つ目、閉園後の跡地利用についても同様でございます。跡地については、全庁的な議論が必要とも考えておりますので、そちらについて取り組んでいく方向でございます。

続けて資料322でございます。こちら、くりのみ保育園とさくら保育園の7月21日に開催しました説明会でも配布をさせていただきました。

段階的縮小園での保育について、園の職員や保育課のほうで今まで行ってきてること、考えていることについての資料でございます。運協のほうに改めてお示しをさせて

いただいたほうがよいと考え、こちらお配りをさせていただいております。

最後、資料323でございます。こちらは、当日配付となってしまって申し訳ございませんが、今回、市のほうで定めました方針案に基づいて、各園の職員を令和14年度に向けてどのような形で配置をしていくかの方針に基づく配置の人数案になります。令和8年度から14年度まで、職種ごと、あとは役割対応という部分につきましては、先ほど申し上げた方針に基づく役割を実施する職員の人数のところを書かせていただいております。

資料の説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○堤委員長 方針の案から方針にするにあたっての変更点についてポイントを補足します。

担当課長からあったように、てにをはを直したようなところには線を引いていません。あと、児童数とか経費に関するところは説明を補足しております。

それ以外、内容として変わっているところですが、まず、2ページの市長の言葉の部分は、会派の意見や民間園との関係などを盛り込んだものなので、こちらは変わっていますということになります。

3ページ、4ページ。3ページの中段のところにあるとおり、説明会でいただいたきょうだいの入園についてのところです。4ページの表のように変えてありますが、端的に言えば、各年度での1歳児等の募集の人数が、きょうだいが入る人数を見込むという意味で増やしております。そしてそれによって最終年度、最後70人になっていることは変わりないので、そちらに至っていく年度のほうは後ろ倒しにしているという変更になります。

あと6ページのところは、これは表現ですが、地図のほうの円が、保育園によるものなのか、児童館によるものなのかというところを、パブリックコメントを含めて指摘をいただきましたので、そこは変更しています。

内容面の変更はあと7ページです。

新たな役割対応のための職員配置として、3園に最終的に保育士6人、それからけやきについては医ケア対応としての看護師、栄養士も配置するという内容について示しております。

内訳的には、民間委等の連携には1人ではなく2人必要だという考え方があるので、ある程度、保育の現場において、その経験年数や、または欠員の状況等も考えられますので、そういった中で柔軟にやっていただくというところもありますので、新たな

役割対応についての配置として6というような、大きい数だけを記すというのが方針の書き方になっています。

それから8ページのところ、きょうだいについてのイとオのところです。こちら、前回の運営協議会のほうでも柴田園長からご説明いただいた、補足いただいたところであります。が、目の前の子どもたちを第一に、新たな連携の取組も考えていますけれども、そこからというところを、こういう形で表現したものであります。

あと、11ページをご覧ください。

案にはなかった緊急時の対応についてを、加えて説明しているものであります。

そういう意味で、案から方針について、パブリックコメント、説明会、会派の意見を踏まえて、検討の結果反映を行い、修正した部分は以上というところになります。

それでは資料についての説明終わりましたので、4人の方も加わった形での協議、意見交換等を含めて、始めていきたいと思いますので、ご発言がある方、挙手をお願いいたします。

○廣瀬委員

先ほど、運協の前に五園連でみんなで話しあっていたことを先に共有したほうがいいかなと思っているんですけど、大きくは3点あります。お伝えしたいところが。まずは今お話をちょっとありましたけど、在園児ケアのことを丁寧に話し合ってほしいというところで、五園連でも在園児ケアとざっくり言っても、一体どうということが必要なのかというのが、父母の中でもあんまりぴんときていない感じなので、そこをどうしてこうかという話をしていたんですけど。

廃園になるさくら、くりのみで必要なことを、子どもの数が減っていくほかの3園、あと異年齢保育が始まる小金井で大きく違ってくるだろうねという話をしていました。

資料322で行事のことに関しては、いろいろとアイデアを出していただいて書いてくださっているんですけど、心理的な面、子どもたちのケアも、父母のケアも、その心理的なことはどうしていったらいいのかというのは、何か具体的に運協で話し合えないかという意見が出していました。

あと2点目として、職員の人数が、資料にも出していただいていましたけど、その職員の人数がこれで本当に大丈夫なのか、現場としてはこれで成り立つという意見になっているのかというのを確認してほしいという意見が出ました。

3点目に、このまま案が議会で議決されたとしても、3園になる根拠というか、2園廃園にして3園になりますという、この納得できる回答が、やっぱり父母的にも欲しい

という意見が出ていて、それが今回の廃園になる対象園に対しての説明責任ということもそうですけど、残る園に対してとか、もっと膨らませて、学童とか、保育とか、児童に対しても、この未来の子どもたちのためにちゃんとこの3園にしましたという根拠がちゃんと残っていないと、最悪、今残ると言っている3園についてもこれからなくなつていっちゃんかもしない。

○堤委員長 そういう懸念があるということですね。

○廣瀬委員 はい。学童もどんどん民間になっていって、本来市としてやるべき保育の質というのがどんどんなくなっていって、もう全部民間にしちゃえみたいになるんじやないかという不安が、父母の中にありました。

今日の運協で話し合ったことを踏まえて、五園連としてもこれからどう動いていくかをまた話し合いましょうということになっています。

○堤委員長 まず、今の点について、答えられるところありますか。

○中島委員 在園児ケアを運協で話していくのかというところは、先ほどおっしゃっていただいたように、そういった在園児ケアが各園ごとに状況が変わる部分があるので、この運協の場で、運協の代表の委員の方と市のほうとしては保育課の職員と園長職だけ、この場で議論していくほうがいいのか、先ほど資料にも書かせていただきましたけど、園職員と保護者と保育課の職員というような場のほうがいいのかというところは、すみません、即答が難しいです。こういった運協という、傍聴の方もいる場で、保育の具体をどこまで議論できるかというところが、私のほうも、運協でやっていきましょうという即答がいいのかどうかは、お答えが難しいというのがお答えになります。

職員の人数について今回の方針は、職員団体とこの内容で協議をして、合意をさせていただきました。

現場のほうもこの人数でこういう形で職員がきちんと配置されていることで、新しい役割がやれるということで、合意をいただいたものと思っております。

もし何か、補足があれば、園長のほうからもいただければと思います。

3点目のところです。このまま議決をしたとしても、3園にするとした根拠をはつきりしていかないと、今後、全部民営化だったりとかそういうことになるのではないかとか、そういうふたご不安があるというようなご意見のところですよね。

今、私の立場で申し上げられるのは、市長も繰り返しおっしゃっていますけれども、この方針でしっかりと、この3園を直営の保育園として残していくために方針を策定し

たというのが、市長の考えになります。

学童を例に、ご意見いただきました、学童保育も民営化のところが広がっているじゃないかとか、そういったお話がありましたけれども、白井市長になられて、この方針をおつくりになられていますので、私たち、市長の補助職員としては、この方針をもって、市立保育園は3園、直営でしっかりと残していく。そのための取組をやっていくというが、お答えになります。

全て民営化、今後、全部なくすんじやないか、民営化にしちゃうんじやないかというようなご心配があるというのは、当然、そういうご意見はあるかなと思いますが、今、私の立場でお答えできるのは、これはもう、公立保育園として3園残していく、この方針は、三つ残すと市として組織で決めたという方針になるということです。堤委員長、補足があればお願ひします。

○堤委員長 在園児ケアについては、そういう意味では全体としてどういう対応をしていくのかというご質問かと思います。その上で、保育課では、課長たちと園長先生、保育園のほうでも話していただいた中では、園ごとの対応がよいのではないか、また、園児が少なくなれば行事のやり方含めて変わっていくので、各園で保育士、保護者の方、そして保育課が入った形で考えていくほうがいいのではないかという意見があり、今の先ほどの担当課長のお答えになっています。

園ごとの状況を踏まえて、具体的に話したほうがいいのではないかと思っている一方で、全体としてもどうなのだというところも当然、運協のご意見としてはあると思います。そこも含めて、いい形でできるようにというのを考えているということです。

陳情の中で、委員会を作るべきではないかというのもいただいているが、いずれ、より子どもたちに近いところで、保護者の方も入っていただいた形で、これを具体化していく必要があるというのは、思っているところです。

職員数のところは、可能なら、園長先生にも補っていただきたいのですけど、労使協議は1か月というタイトな期間で実施しました。その中では、もともと私どもが考えた人数よりも、もう少しこういうところが必要ではないかというご提案とか、内訳の考え方を変えて、より柔軟に生かせるんではないかとご提案をいただいて、それを受け止めて、労使合意に至ったというものであります。

そういう意味では、現場からして100点となるかというと、そうではないと思うのですが、今の状態を改善するものとしても受け止めていただいて、合意になったものだ

と思っていますので、育児休暇に対する欠員のところとか大きく変わってないんですけど、育児以外の朝夕とか、また、手が足りなくなる食事のときのタイミング等も含めたところも、現場としては、現場代表の組合側の委員として考える提案があったものを当局として受け止めた合意だと思っています。

それから、3園に納得できる回答、それをどういう形での回答として、形として差し上げられるかというのは、また、ご相談だと思うのですが、今回、市としてこの役割を定めた方針を作るというのは、それなりに画期的なことなのです。

認可保育園として、児童福祉法で言えば、公立と民間に差はないのだという考え方を持つ方もいらっしゃいます。法律的にはそうだけれども、公立園にはやはり特性がある、期待されているものがあるというのを、答申をいただいて四つの役割を決めた。特にこの四つの役割については、答申をそのまま受け止めてこの方針にしています。言い方を変えれば、小金井の保育を民間園含めて、しっかりやっていくために公立園、私どもの方針が3園というところはお叱りあると思うのですが、必要だということを強く打ち出した内容です。

それがあって、市内地域を3ブロックに分けてやっていくことで、質を上げていく。不適切な保育とかがあるとしても、それを減らしていきたいという考えです。市長の考え方ということを担当課長が言いましたが、それを市として行政決定していますので、そういう意味では、仮に市長が変わることがあっても、この方針は受け継がれていくものですから、短期間ではありましたけど、在り方検討委員会の答申をいただいて、決めた。その中で6月、府内の調整もそれはいろいろありましたが、そこを市として決定することができたと思っているというお答えになります。

職員数のところで、何か補足あればいただければと思います。

池田委員、お願いします。

○池田委員 職員数に関しては、子どもの人数、在園のお子さんの人数を、配置される定数の人数というところが基準にはあるとは思うんですけども、ただ、保育園はそれだけの人数がいれば、子どもを安全に保育できるわけではなくて、日々の当番だったり、あと職員研修なども含めて、基本的にはその園の中にいる人数の拡充というところで、配置をしてもらっている、プラスをしてもらっているというところがあります。

新しい役割というところに関しては、確かにまだ、具体的にどういったことをどう進めしていくのかというところが分からない中で、必要な人数をどう出していくかというと、

すごく難しかったりはするんですけれども、そこに人数を入れることで、先ほど委員長のほうからも話があったように、園の中で柔軟に協力し合いながら体制が組めるような形で、かなり人数を配置してもらったのではないかなと思っています。

具体的になるかどうか分からぬのですが、以前、一時保育を始めたときに、正規が1人で、あと会計年度さんが2人という配置で始めたのですけれども、やはり新しい事業をやるときに正規が1人で物事をやっていくのは結構難しくて、複数の正規の職員がきっちとそこで対応できるほうがいいという話があり、要求をさせていただいたところがあるかなと思っています。

○堤委員長 どうもありがとうございました。

一旦、廣瀬委員からのお伝えいただいたことに対しての打ち返しをして、不十分なところもあるかもしれないですが、また、関連してこの今いただいた、在園児ケアや職員数、納得できる回答の仕方というのはこれからというところがありますけれども、考えはお話しさせていただいたところで、まずその点については、またご意見があれば、いただければと思うところです。

○岩黒委員 廣瀬委員のご意見に補足させていただきまして。補足させていただくというのは、先ほどやってきた五園連のお話なんですけれども、ある保護者の方が言っていた在園児ケアの話ですけれども、具体的なことを申し上げると、異年齢保育をやっているので、自分はまず下になっている。その後に後ろが入ってきて、今度自分がお兄ちゃんなりお姉ちゃんの立場になるということで、下の役割も上としての役割、楽しさとかそういうものも経験できるということが多分、異年齢保育のよさとしてあるとは思うんですけれども、一方で、下が入ってこなくなるとそういう経験ができなくて、入ったはいいものの、自分はもうずっと下のままで終わってしまう。それを、悲しさだとかそれまで経験できたものができなくなってしまうということで、可能であれば、お兄さんなりお姉さんなり、これまでそうやってきたような経験を、その下の子にもさせてあげたいという、そういういた願いがあるということが一つと、あとは教室が、クラスがなくなっていて教室が暗いままでの状態ができている。それに対してちょっとそこで怖い思いをするみたいな子どもも、お子さんもいらっしゃると。

そういう意味で、その心理的なケアみたいなことをちょっと特に気を配ってやっていただきたいと、そういう意見があったので、多分その方はそういうふうにおっしゃられたんだと思うんです。

それを考えると、多分、役所で働いている皆さんというのは、そういった子どもの日々の様子を見ているのは現場の方であり、ここにいらっしゃるその園長先生の皆さんだと思うので、私のほうからこういう場を活用して、そういう現場のそのお子さんなり保護者なりのその不安に対して、どういったケアをしていくのか、どういったサポートをしていくのかということを話し合える場として、この運協の場が活用できればいいんじゃないかなということで、ちょっとご意見申し上げた次第でございます。

その上で、今回の資料321というものがあって、10月以降の日程ということを記載いただいているけれども、この1と2というのはまた別の話で、一応あくまで、今後、今、議会に上程されて、この結論はどうなるか分かりませんけれども、それを踏まえた説明会というのをまず1でなされた上で、2についてはそれぞれの対応が変わってくるので、別途、この説明会という文言、1で書いていますけど、2のほうはあくまで意見交換ということになっているので、そこは役割はそれぞれ全く別の機会ということなのかなと、私は理解しています。

なので、先ほど運協の場でということは申し上げましたけれども、多分この2のような機会があれば、それぞれの園の保護者さんたちも、特に現場の先生方と一緒にサポートなり支援なりを考えてやっていけるという、そういう機会が保てるので、それはそれでいいんじゃないかなと思いましたけど。

確認で、この1と2は、また別ということだけ、確認させていただければなと思います。

○中島委員 1と2は別です。おっしゃるとおり、意味合いが違うものとして考えております。

○岩黒委員 分かりました、ありがとうございます。

○芹江委員 いいですか。今のお話、在園児ケアの続きになるんですけど、じゃあ、この2をどうやってやっていくかと。もう半年後には一学年減るわけなので、早急にやっていただきたくて。

前回の運協でもお伝えしましたけど、市の方々にもちゃんと本腰を入れて考えたいだときたいです。

322の資料で、もう、保護者の第一の要望は今お伝えいただいたとおり、異年齢保育受けられないとか、寂しく感じるということなんんですけど、基本的な考え方の1行目で、そこは一旦無視しますというふうにしか読めなくて。保育の取組、異年齢保育を行うことは目指さない。できないものはできないから、もう知らんというふうにしか読め

ないんですよ。

もうそれ以降、あんまり入ってこなくて。もちろん、考えていただいたやつは、これはこれでやっていただけだと、子どもたちは楽しいかもしないんですけど、保護者の要望はずっと1年以上かな、言い続けているとおり、異年齢保育受けられないとか、子どもがすごく寂しい思いをするということに対して、何かケアしていただけないんですかと1年以上多分言っているのに、市の方からは具体的な話は結局、いただけていないので。これは園長先生の方がつくっていただいたというのは非常にありがたいんですけど、もう何度も言っていますけど、市、保育課の方々、行政目線でも考えられることがあるんじゃないですかという、そういうことに対して本腰を入れて考えてくださいと。

なので、まずこの2の打合せとかは、いつからどうというふうにやるかというのを早々に決めていただきたくて。これから検討したいではなくて。

○中島委員 まず、行政目線でというところについては、この間何年も平行線な部分はあるかもしれません、保育について検討するに当たっては、何より現場の職員の考えも踏まえて考えていきたいと思っていますので、行政主導で園の職員抜きで進めていくという考えではありません。

○芹江委員 園の職員抜きでなんて、そんなこと言ってないですよ。別に。

○中島委員 市のほうでというよりは、園の職員の考えを聞きながらやっていくということは、繰り返しお話をさせていただいている。

その上で、資料321の三者でのところで、父母会のほうがいいのか、懇談会という場の活用がいいか、今、各園で集まっていたいしているそういった場の時間の一部を活用するほうがいいのかというやり方があるかと思っています。

ただ、それも保育課が勝手に決めて勝手にこれでやりますねと言うと、保護者の方も勝手に決められたというような印象を受けられるかもしれない、そこはお互い合意の上で、決めていかなければいけないと思っています。いずれにしても、園長と保育課のイメージとしては、そういった懇談会のような形で、各園の役員の方だけではなくて、広く保護者の方も参加できる。園の職員も園長だけではなく担任とかも参加する、そこに保育課も入るというような場を考えています。

今、芹江委員から、早くそういったやり方を決めればというご意見をいただいたので、せっかくの運協の場なので、この場でそういった考え方についてご意見があれば、いただきたいと思います。

○芹江委員 まさにそういうものを欲しかったので。今、おっしゃっていただいたようなことを、紙に起こしてくださればいいのになというのと、あと、開催頻度とかありますよね、いつからとか。そういう情報も、ある程度たたき台をいただきたいんですね。そこを何か全部意見くださいというよりかは、これぐらい必要ですよねとかという。

○中島委員 逆に言うと、今申し上げたような方向性で、そんなにご不満がないのであれば、そういった形を、例えば、くりのみとさくらの園の職員とまず検討して、あと懇談会の日程は園ごとに違いますから、そういったところで、じゃあここでまず初回をやりましょうかというたたき台は作れます。

○芹江委員 ちょっと、懇談会は、どれぐらいのペースでやってるんでしたっけ。

○市岡委員長 年に2回、3回ぐらいだと思います。

○芹江委員 懇談会使いましょうだと、年に2回しか、多分。

○堤委員長 少し補足をさせていただきます。まず、懇談会云々という話は、まだアイデアですけれども、要はこの問題、子どもたちへのケアをどう対応していくのかというのは、全員の保護者の方が関心をお持ちの問題です。

ですので、多くの方に参加していただけるための回数とか、何かに合わせてやったほうが多くの方に参加いただけるのではといったご意見をいただきいて、それで出ているアイデアです。

もちろんそういう意味では、懇談会を中心としながら、懇談会はふだんからの内容もありますから、時間が足りなくなってしまう部分があるかもしれない。ただ、より多くの方にご参加いただけるのは懇談会なので、それをメインとした上で、例えば追加の機会をつくるとかした方がいいという考え方もあります。

あと、芹江委員からその前段でお叱りを受けた部分なのですが、誤解していたら言っていたいのですが、くりのみ保育園での説明会のときに、段階的縮小を受けるのだから、特別な取組とともに含めて考えてほしいというご要望をいたしましたと思ってます。

それについて、まず、私どものスタンスとしては、他園との連携が必要であるということを思っています。この方針の前の方針のときには、幼保小連携で上の子との交流について言われていましたが、おっしゃったような下の子との関わり、お兄さんお姉さんとしてやっていくというつながりはしにくいという問題意識は我々も持っていて、くりのみ保育園の説明会のときに提案いただいたのは、くりのみ保育園がけやき保育園と連

携したりすることで、下の子とかの関わりができる。関わっていくとなれば、それは突発的にやるのではなく、継続的であれば関係性が構築できると提案をいただいたと受け止めています。

それを受け止めた上で、その前に、第一に考えというのを入れさせていただいているのは、前回の柴田園長の説明もそれとつながるのだと思うのですけれども、イベントとか特別な取組が主眼ではなく、目の前の子どもが落ち着いているかとかということが第一という現場からのご指摘を受けて、目の前の子どもを第一にというところで、園で作っている年間計画を踏まえながら、皆さんのお言葉で言えば、在園児ケア、豊かな育ちの場を実現していこうという意味なのです。

それに当たって、前もちょっと申し上げたと思いますけれども、保育園のほうからも、安全な移動のためのバスの予算を確保するとか、そういった対応も考えられるというのもいただいて、保育課としても一体でやっていく。ここに保護者の方も加えた懇談という形になれば、園ごとやクラスごとの実情も踏まえた対応ができるのではないかと考えているところです。

そういう意味で、この書き方になっているということです。

○芹江委員 今、堤さんがおっしゃってくださったことは、はい、分かりました、それを望んでいます。

書いてあるのと違うと思うんですけど、今、堤さんのご発言と。保育の取組、過去のものは目指すものではない、ではないと思うんですけど、それ以降、異年齢保育のことは、保護者がすごく要望しているということは受け止めて、考えててくれていますよというのが、どこを見れば読み取れますか。

○堤委員長 今の方針の8ページのところを見ていただくと、まず、第一には子どもとかの状況とかを踏まえた方針とか年間計画とかで、目の前の子どもを第一に考え、次にご要望とかもいただいている、確かに異年齢保育のよさを段階的縮小が進む中でもつくっていくという意味で、他園との連携も視野に入れながら、柔軟な保育を実践するという書き方を入れさせていただいた、8ページのほうの文章というのは、そういう考え方です。

すみません、遮ぎてしまい申し訳ないです。

○伊藤参考人 あと、322の2の取組の内容（案）の③他園との交流及び体験活動の拡充というので、ピクニックや遠足以外でもマイクロバスの利用を増やし、日常保育の幅を広げるというのは、今おっしゃったところなのかなというふうに思うんです。そこを指して。

○芹江委員 2はどちらかというと、具体的な話だと思っていて、1の基本的な考え方の中に、その異年齢保育とかというのを要望されているから、そこを加味しますよということを、今、堤さんがおっしゃってくださっていたんだと思うんですけど、それがこの1の基本的な考え方だと、堤さんがおっしゃっていたことは書いてないなど私は読み取ったんで。

○伊藤参考人 ちょっと続き、いいですか。今の芹江委員がおっしゃったような内容の具体的なところとしては、今2の③ですかね、のような、具体的にはこういうことも方法としてあるという話なんですけれども、この話、実は芹江委員とまた個別の機会にも話をしたことはあるんですけども、これは岩黒さんがおっしゃっていたいた、異年齢保育の上になるということを体験できないということに対して、この段階的縮小をする中で、どうやって補完していくのかというようなことの懸念があるということをおっしゃったと思うんですけども。

今のそのけやきの、例えば、くりのみの子がけやきに行く、さくらの子が小金井に行くとかというような形で、経験するということが、果たしてその今言ったような、本来受けるべき、受けるはずだった豊かな育ちの体験の一つとして、一つの例としては、何となく想像して考えたわけなんですけれども、実際は多分、それこそ毎日、活動されている保育士さん、もちろん園長先生も含む保育士さんの皆さんのはうが、具体的な実施の内容をよりご存じでいらっしゃるし、もし、この2のような、マイクロバスで移動して、例えば、くりのみの子がけやきに行きますと。けやきのほうはくりのみ行きますということにしよう的にやることによる、ある意味ストレスというか、何か弊害も出てくるんじゃないかなということも、恐らくご存じなんじゃないかなというふうに思うんで、まさにそれを、懇談の中で話していく、実際どうなんですかと。本当はどうということが、ここに書いてある、子どもの最善の利益と言えるのかというところを、その懇談の中で具体化していく中で、今言った、問題だよねとなっているところを話していくというのは、現実的なのかなというふうに思うので。

この1の基本的な考え方のところでふんわりとしているところに若干、何かこれ、具体的な話、全然出てないなど。2のところで出ているのは、あくまでもイベント的な話になっちゃっているよねというところを、これどう。実際、例えば、最近問題、課題だよねと言っていたようなことを補完するための取組というのは、本当に通い合うことなのかとかというのは、むしろ聞きたい、教えていただきたいなというふうには思うんです。どうというアイデアを持っていらっしゃるのかとか。このアイデアで行っちゃって

いいのかなみたいなのは、すごくやっぱ、大丈夫かなというのは思うので、それは教えていただきたいかなと。

○日吉参考人 すみません、割って入るようであれなんですけれども、くりのみヒヨシなんですけれども、根本的なところで、今のスケジュール的な、とも関わるような話だと思うので、根本的なところで僕はお伺いしたいんですけども、今ここに書かれている具体的なことは、いつ実施される予定なんですか。

これ、最終の年だけですか。例えば、くりのみで言うと、令和9年だけ、そこをターゲットに、今、お話をされているということなんですか。それとも、ラスト2に当たる、その前の年の子たちも、そういうような恩恵をあずかれるということなんですか。

人数が少なくなつて、寂しい思いをするのは、私は最終年度の在園児の保護者なんですけれども。

○堤委員長 それだけではないということですよね。

○日吉参考人 そうです、その前の年をターゲットにするということになると、今、マイルストーンとしては大丈夫なのかなというのが、ちょっと疑問に思うんですけれども。

これ、間に合うんですか。

○中島委員 まず、伊藤さんからいただいた部分、おっしゃるとおり、それはこの間、保育課と園の職員で話す中での、何か特別なことを大人の都合で増やすことが、子どもにとって本当にいいのかという心配はすごくあります。

おっしゃるように、こういったマイクロバスの利用について、手法としては考えますが、それが本当に子どもにとっていいやり方になることが必要だと思っています。くりのみ保育園のお子さんがけやき保育園に行けば交流ができるはずだと、事務方が勝手に決めて、その予算を取りました、どんどんやっていきましょうというのは、子どもを見ていませんし、子どもを見ている保育士からしても、それが本当にいいことなのかという意見は絶対に出ると思っています。

おっしゃっていただいたような、保護者の方、園の職員、保育課の三者で、保育の狙いなども踏まえ、どういったやり方がよいかについてやり取りを行っていくという考えです。

具体的がないというお叱りを受けておりますが、今申し上げているのは、園の職員はこの間の、お子さんの日々の保育、日々の生活の場としての保育を第一に考えて取り組んできました。特別な対応をしているように見えないであったり、この間実際に行ってい

る保育の工夫などが、保育課としても園のほうとしても、うまく保護者に説明がし切れていない、この一、二年間やってきているところが伝わりにくかった部分というのがありましたので、改めて、考え方として園の職員と保育課で資料として作ったのが、この資料322になります。

あわせて、ヒヨンさんからいただいた、マイルストーンというかスケジュール。方針としてここで固めましたので、私たちとしては、まず方針を固めて、今回の議会でご議決があつたら、そこで本格スタートを切れると思っています。予算が必要なものについて、令和8年4月の予算要求がすぐに始まりますので、そこで取り組んでいって、令和8年の予算に反映させたいというのが、一つ考えであります。

予算等が関わらない部分の取組、先ほどの三者での話し合いの部分については、芹江さんからも日程を決めていきましょうよというお話もいただきましたけれども、令和7年度の後半に向けて着手をしていきたいと思っています。

あわせて、資料321の後半の施設の老朽化対応ですが、こちら資料に書いてあるとおりです。繰り返しになりますが、特にわかたけ保育園の老朽化については、非常に大きな課題だと思っています。早く着手をしていくことが必要だと思っています。理由としましては、ご存じかもしませんが、この間、小学校、中学校の建て替えで、ようやく着手した第一小学校の建て替えは資材高騰等の影響で契約不調になりました。そういう中で、わかたけ保育園は築60年を目の前にしていますが、早く計画を立てて取り組んでいかないと、いざやろうとしたときに、また第一小学校と同じように契約不調となり、さらに着手が遅れるということがあり得なくはないと思っています。

ですので、今回しっかりと決めて、わかたけ保育園の施設の更新について着手を即座にやっていく。設計等にも一定の時間がかかりますから、そういう部分で着手を早めていくのも必要だと思ってございます。

園長から何かあれば、お願ひします。

○柴田委員 お話を伺っていて、やはりくりのみ、さくらの保護者の方には、なかなか園でやっていることがお伝えし切れていないというのは、本当にそのとおりだと思います。ただ、職員側の考え方を言っていいとすれば、在り方検討委員会で今後の保育について話している中で、現場では段階的縮小が進んでいる。そのような状態で、保育は段階的縮小が進んでいることも含めて考えていかなくてはいけないので、園としては、取組2のところに書かれている内容で、既にやっているようなことがあります。ただ、これを保護者の

方に説明することで、段階的縮小を職員たちがどんどん進めていくつもりなんだというような、実際、段階的縮小は進んでいるのですが、そういうことで不安にさせてしまうのではと考え、なかなかこの部分の説明ができていませんでした。通常の保育の説明やお話は懇談会等でできていましたが、縮小に向けての何か取組を考えているような内容については、なかなか説明ができなかったというところで、今いろいろな意見をいただいたと思っています。

さくら、くりのみとも、資料321の2のところに書かれているような、保護者と園職員と保育課と意見交換会、ざっくばらんにお話できる場は早く持ちたいと思っています。保護者の方からもそういうご意見が上がってきて、私たちも早くそういうお話を早くしたいと思っています。

確かに、現在と同じ内容の異年齢保育は、私たちはかなり難しいというか、3年齢がそろっていないので、できないと思っています。

伊藤さんがおっしゃられたとおり、子どもにとって交流することが本当にいいのか、無理やりじゃないのかというようなこともあります、同じものを目指すということではなく、交流することで、子どもにとっては今までできなかつたような経験や体験、例えば、これはやることが決まっているということではありませんが、ほかの園と関わること、年長さん、ラスト1年になったときに、年長同士が毎日ではなくても月に数回でも関わることで、学校に行ったときに、学童に行ったときに知っているお友達がいる安心感がそこで生まれるというような利点もあるよねと。あと、集団遊びの中でも、いつも一緒に過ごしている友達、それから時々顔を合わせるお友達と集団遊びをすることで、子どもたちにとっても、ときには遠慮しなくてはいけない、気を遣ってあげなきゃいけないというような、今まで経験したことがない思いも経験できるのではないかと私たちも思っています。

これはほんの一例ですが、私たちが今、思っているのは、今までと同じ異年齢保育をしようと思うことで、かえって変な保育にならないようにしたいということです。この経験はできないけれども、違った経験、イベント的な経験ではなくて、子どもたちが人と関わる中で、社会性のところでいろいろな経験ができるのではないかというところで考えさせてもらっています。

前回も話したかもしれません、試してみて失敗することもたくさんあります。子どもにとっては、少し強引だったなど反省するような経験もありますし、大人が思ってい

なかつたところで、子どもたちがうまく触れ合って、勝手にと言つたら変ですが、設定してないところでいい触れ合いがあつたりという姿も、本当に数回ですが、見られています。もう少しコンスタントな触れ合いができたらいいなということで、例えば小金保育園と触れ合う機会が月の中で何回か設定されたとすれば、雨が降つたらいけないのはいやだよねと思つたり、かなり距離があるので、暑い日に行けないのはいやだよねというところで、マイクロバスみたいなものが活用できて、予定どおりに交流とか関わることができるようにしたい。そういう思いから、基本の1もそうですし、2の具体的なところもそうですが、書かせてもらっています。今、取り組みながら探っている最中で、今年やつたことが100点なので、次の年も同じことをするということではなくて、今年やってみて、ここは改善したほうがいいのではないかというような形で、毎年展開していくつていますので、それと同じようなイメージで、縮小していく間の保育も、考えていけたらと現場では思っています。

ただ、お返事として、具体的に、もっとこれの代わりにはこれができる、こういう効果が見られますというようなものは、今現在、お示しできません。保育は、毎回発展できるように検討しながら、ただ、子どもの姿はしっかりと見ながら対応をしています。もしかしたら、園の説明が足りなくて、保護者の方から見て、何か後退したというような、何かよくなくなつたのではないかと見えることもあるかもしれません。子どもたちに合わせてやる中で、同じ取組でもいろいろなやり方があるので、保育士たちは、今の子どもたちにとってはこれが一番で、それはこういう理由でということは分かっているのですが、保護者の皆さんには今までのお話は今までしてこなかつたかなと思うので、そういうことも含めて、資料321の2に書かれている意見交換会のときに、踏み込んでと説明できるような会を企画するといいのかなと、お話を伺つて思いました。

以上です。

○堤委員長 ありがとうございます。

○伊藤参考人 かなり具体的にいろいろ考えてらっしゃいますし、そうだったのかというのは、今聞いていて、初めて聞いたなという感じもしますし、割とそこに対しては積極的でいらっしゃるんだなと、いい話が聞けたと思っております。

あとはさつき、中島課長もおっしゃつたと思いますけど、特別な何かイベントということじゃなくて、日常の保育の中で、今、保たれているような保育の経験というか、そういういったものをどうやって補完していくというか、増やしていくところは、やつ

ぱり一番重要だうなというふうには思うので、ここの2の中で話せればというふうには思いますけど、先ほど日吉さんの質問としては、それは令和8年度からいけるものなのかどうかという、いいですか。

○中島委員 話合いの場は今年度の後半、9月の議会が終わりましたら、芹江さんがおっしゃっていただいたように、園ともスケジュールを相談したいと思います。その打診ですが、運協を挟むと時間がかかるので、それはもう個別で、まずはくりのみとさくらの父母会と、どの方が窓口になっていただかなければ、園を通じてご相談をさせていただく感じだと思います。

あとは、今やっている、各園での懇談会もある中で、別にするのか一緒にするのか、あまり何回も何回も別の場を設けるのは、保護者の方の負担にならないかということも、まずは園のほうと相談したいと思います。保育園を使っていらっしゃる方はお仕事をされている方が多い中で、そういう場を設けるときに、やはり休日にはご家庭の用事もある中で、運協も含めてですが、プライベートのお時間をどれだけ使ってもいいということではないと思っていますので、そういう負担感も含めて、園と相談をして、父母会ともそういうお話をできればと考えています。

○伊藤参考人 分かりました。

○堤委員長 そうした各園に対する対応の状態を、この運協でも共有をすると、運協は全体的な話をするというのを、ここでやっていきたいと思います。

一番大事なのはやはり目の前の子どものその様子で、新しいことももちろん考えるわけですが、それがその子たちにとっていいことかということを軸において考えないといけないという現場の思いを受けまして、例えば資料322の文章、こちらは、事務方よりも現場の思いが詰まった文章なのですが、こういった考え方自体が、五園連の皆さんにも理解いただけると思うのですが、目の前の子どもを第一にというのが、小金井の市立の保育園の財産だと思うので、そこをより大事に、以前と同じことはできないところもあるけれども、子どもたちの安心して安全で豊かな育ちになる保育をというのを目指しているので、そこについて事務方としても同じように考えています。

○市岡委員長 この園児のところについてをまとめると、もう少し具体化する必要があるというのと、具体化するには保育園、保育課、保護者の3者で話をしていかなければいけない。そのスケジュールについても、なるべく早くやっていく。

先ほど、一応、議会は9月、10月には決まるので、それ決まった以降で、そこの話

合いを急務でやっていくというところで、今回、くりのみさん、さくらさんについては、一旦この話がここで出たというところと、その意見交換をどうやっていくかというところの案を、保護者側でも、例えば、懇談会でやったほうがいいのか、別の場で日程を設けたほうがいいのかというところは、多分、各園からも意見もいただいたほうがいいのかなと思うので、そこは父母会のほうからしてもらって、保護者を含めて、考えていただくという形でいいのかなと思います。

この多分、日程の調整とかは、運協ではなくて、各園で園長と父母会でやったほうがいいのかなと思いますので、そこはそういう形でよろしいですか。

○芹江委員 議会を待たなきやいけないですか。もう、これで進めようとしているのであれば。

○中島委員 日程自体が、その議会が終わった後になると思います。園ともその話し合いの場の持ち、父母会からもお考えをいただきながら、すり合わせていければと思います。

考えること自体を10月以降にということではなく、今日もご意見をいただいておりますので、そこに着手したいと思っています。

○芹江委員 いいやり方が1回で決まるとは思えないでの、取りあえず、1回やってみて、それどんどん変えていく。取りあえず、やっていただくことが大事だと思うので。別に10月とか下期と言わず、9月にやっていただくというのもいいのかなと思います。

○中島委員 そこは園とも相談をしたいと思います。三者の場になるので、園の職員もどういった形でその場を設けられるか、保育課もしかり、保護者の方もしかりと思っています。

○堤委員長 ほかにもご意見、新たなご質問があると思いますので、お願ひいたします。

○市岡委員長 先ほどの定数、職員の管理のところに戻るのですが、今日、資料323を出していただいて、この見方と、資料320の見方ですが、資料323の正規職員体制の通常保育の人数の中に、育児休業代替対応職員の人数は含まれていないのでしょうか。

この育児休業はどこに当たるのかなと思っての質問です。

○中島委員 資料323の通常保育の中に含めています。

通常の保育を回すに当たって、今申し上げたように、保育士が育児休業を取ると、休みを取った職員の代替職員が見つかりにくいというのを踏まえて、事前に職員を多めに配置するという考え方なので、通常保育に含めています。

○市岡委員長 分かりました。この資料320の上の部分、減員後の児童定員は70名とし、这样一个の横に、一時保育を含めと書いてあるのですが、資料323だと別で2名になっているのですが。

- 中島委員 一時保育については、資料323だと通常保育と分けて書いています。なぜかというと、資料320は、前回の運協でご要望をいただいた、市の庁内検討会議のときに、どのような形で考えたかという積算の根拠資料なので、それをそのまま持ってきていました。資料323には、この方針で令和8年度、9年度、10年度と、各園の職員がこう動いていくということと、職種についても、看護師と栄養士と給食調理という形でも書かせていただいている。各園で、こういう職員体制になっていくということを記載しています。個別で申し上げれば、子どもの数が減ったとしても、各園に保健業務、栄養士業務を行う看護師、栄養士は、子どもの数にかかわらず、各園に1人ずつ配置をしていくことを書かせていただいているし、給食調理についても、今、直営で自園調理をやっていますが、その対応職員については、子どもの数が減るからといって、調理員の数を減らしたりはしないとか、資料323はそういったことを記載した資料になっています。
- 市岡委員長 ありがとうございます。今、現状の育児休業の代替職員がなかなか採用できないというところが課題で、そこに対しては、通常の正規職員の数も少し余裕を持って、この2名というのは、今のその定員よりは減らしている形なんですか。
- 中島委員 すみません、今の定員よりは減らしているというのはどういう意味でおっしゃっていますか。
- 市岡委員長 現状は育児休業の代替職員がなかなか採用できなくて、どの園も定数から足りていなくて欠員が出てますよね。
- 中島委員 今は欠員になっています。令和8年以降、今回、条例でお子さんの人数を緩やかに変えていくのですが、それに基づいた考え方で、保育士の通常保育の配置も変わっていったりします。その中で、今回の案は、各園当たり2人をベースにした育児休業の代替任期付職員相当分を、通常保育に組み込ませていただいているということになります。
- 堤委員長 補足します。前の方針でも、育休代替の考え方を持っていました。ただし、それは段階的縮小が完了したタイミングだったというのが一つ。  
あともう一つは、6人を想定していましたが、6人の方は枠外であえて、確保していて、その方が辞めてしまったら補充しないという考え方でした。これに対して、今回その2点を改善しています。  
来年令和8年度から育休代替としての通常の対応の部分を増やし置くことを始める。2段階で途中からさらに増えるというのがありますが、あともう一つは、資料322でお示したように、職員の定数として考えていきますので、そこに退職者とかが出ても、

しっかりと採用管理をしていく、しっかりと確保していく形にしたというものです。

○市岡委員長 もともと6名、育児休業の枠を各園にという考え方があったということですか。

○堤委員長 最後にできるという考え方がありました。

○中島委員 補足をすると、今の傾向からいって、全体的に毎年6、7人、恒常に育児休業を取得している職員がいます。年度によってはそれよりさらに多くなったりもします。

前回の方針では、最終的に段階的に縮小の後、残った3園に対して、育児休業の余剰となる職員6人分を追加で配置する計画を持っていましたが、それは最終年度によく生み出せる状態だったのですが、今回は方針の最終年度にはなくして、方針の初年度、令和8年度からそういった職員を見込んで、職員体制を組むことで、現場の欠員の解消を少しでも早くやっていきたいという方針としています。

今、6、7人、今、恒常に育児休業の職員がいると申し上げましたが、本来のルール上は任期付だったり会計年度という形でマンパワーを補充すべきですが、現状、任期付職員の配置0人、一人も配置ができていない状況です。補充ができていない中で、現場ではその欠員を、何とか残る職員に頑張っていただいている、残業などでカバーをいただいているのが実態です。

そこについても、今回の方針で状況の改善に努めたいという考え方になります。

○市岡委員長 ありがとうございます。もう一点質問なんですが、新しい役割をやる上で、定数を決めていると思うのですが、会社もそうですが、新たな業務を構築するとか、つくり上げるときは、どうしても最初、人を指導したりとか、そういう仕組みをつくるときは、人が必要になると思うんですけど、そういうところも加味して、ある程度余裕を持ってというかバッファーを持って人数の配置をしているというような、そこを何か、念頭は入れて組まれてはいるのでしょうか。

○中島委員 そこは、苦しい部分があります。池田園長からもあったように、私たちとして現状、何とか生み出せたのは、まずは複数体制ということになります。新規に行うことに対して担当一人というのは絶対難しいと思っていた中で、何とか職員体制として初年度に生み出しができたのが複数配置。それを段階的に増やしていく方針にしていますが、見ていただくと分かるとおり、その役割対応の部分については、令和8年度、9年度は、何とか2人という形で配置の検討をしながら、後半に人事異動等で配置を増やしていく考えになっています。

市岡委員長が言われるのは、一番最初のところは大事だから、そこにしっかりと配置を

という感覚は、そのとおりでもあります、今回は、まず、2名置くところが限界だったということになります。

○市岡委員長　ありがとうございます。すみません、私、何度も申し訳ないです。もう一点だけ、園長先生に聞きたいのですが、今回、こういう形で、まだ確定はしてないんですけど、新しい役割みたいなところで、多分、通常は保育士さんがやるような業務ではないところも見込んで、役割が増えるとなったところに対して、今働いている方の心境だつたりとか、ここに対して何か不安だつたり、多分、できる、できない、それはもともと保育と違うところがあつたりすると思う、他園と民間との関わりとか、なかなか想像もしていないところの業務が増えてくるよというところに対して、現場の方の不安だつたりとか、ご意見というところで心配しているのは、それで、ここ厳しいから辞めたいとかにつながってしまうと、この定員数も結局、キープができないと思うのですが、その辺のところは何か、各園のほうでケアされていることとか、何か取り組まれていることとかあれば、お聞きしたいと思います。

○中島委員　この方針案を策定した際、各園の正規の職員に私から説明をさせていただきました。その後、方針として策定した8月の下旬、私と保育課長とで各園のほうに、職員と話をさせていただきました。加えて、在り方検討委員会で役割を議論していたときに、職員のアンケートを取っています。アンケートの中で、現場からの不安の声、そもそも欠員が多くて職員体制が厳しい中で、新しい役割を考える余力なんてないというような、切実な声が、もう既にいただいていました。

役割に対する不安感という声は出ています。在り方検討委員会でも議論の中で、市立保育園、市の直営の保育園だからやるべき役割があるという話をいただいていました。もしそういった部分で、市の職員として働いていただくのであれば、その役割というものは、やっていく必要があるというのを、私の立場で職員には説明をさせていただいたところです。

不安感もあるかもしれません。心配な部分もあるかもしれません。ただ、地方公務員として市の直営の保育園で働くときに、市立保育園の役割として定めた部分については今後、やっていただく業務の中に含まれているという説明をさせていただいたところです。

不安の声や心配の声がある中で、市の職員として対応していく必要があるという説明をさせていただいています。

○市岡委員長 言える範囲で大丈夫なので、何かご意見等があればお願ひします。

○小方委員 実は、今の体制の中でも、保育以外に、例えば、地域支援だったり、いろいろプロジェクトがあって、担任たちがそれぞれ、保育から抜けてプロジェクトチームをつくって対応しているのですが、それ以上に、今の人数で新しい役割をと言わされたときの反応が、そのアンケートでの無理だよ、というものでした。ただ、新しい役割のための人員を配置してもらえることで、やっていけるかなという感じがしています。あと、実は小金井保育園も、今年度、既に担任を持たない職員がおります。地域支援などを主な仕事としてやっているので、今までやっていたプロジェクトチームでは手が届かなかった、例えば、こども家庭センターに見学に行ったりとか、あとほかの市や区の見学に行ったりというのも、担任を持っていないので行きやすい。それを園に持ち帰って、フィードバックして、新しい形にしているというのも、実際今、できているところがあります。

今はまだ試行錯誤をしているところですが、そのような形で新しい対応につなげていけるように、今、やっているところです。

○市岡委員長 ありがとうございます。

○堤委員長 ご発言があればお願ひします。

○小川参考人 今回の資料323で、ほかの全て5園が役割対応で2名入っていると思うんですけど、このもともと出された公立保育園の役割、四つについてなんですが、私、個人としては、もう今でも結構やっていただいていると思っています。質の維持向上もそうですし、難度の高い保育も取り組んでいただいていると感じていますし、さくらはないんですけども、ほかの保育園で一時預かりとかもやっていますし、特にこの4番目の緊急時の預かりも、皆さん、やってくださっていると思うので、特に5園全てが2名体制でわざわざやらなくても、例えば、小金井、けやきでしたり、何でわざわざ、ほかのさくらとかくりのみでも、その2名体制をわざわざやらないといけないのかなというのは思うんです。だったら、在園児ケアとか、もうちょっとやってほしいなと思うことはあります。

以前も、多分ほかの委員がおっしゃっていたんですけども、巡回支援とか指導検査とかは、保育課の人がやればいいですし、現場の保育士さんはわざわざこういうところまでやらなくてもいいんじゃないかなと、個人的には思っています。

この公立保育園の役割は、小金井市全体でやれていればいいと思うんですけど、率先してまずは幾つかの園でスマールスタートじゃないんですけどやっていって、それが徐々

に5園なり何園かで広がっていけばいいんじゃないかと思うので、具体的なスケジュールとかを、まずどこができるどこができない、それに対してここには人が必要だよねという、だんだん目に見て、そのマイルストーンを出していただいたほうが、私個人的には何か分かりやすいんじゃないかなと思うんですよね。

○中島委員 まず、四つの役割について、今、小方園長からもありましたが園のほうで少しづつ取り組んでいる部分はあると思います。その上で、在り方検討委員会で四つの役割が示されたことに対して、今の体制じゃ無理だよという声が、現場のアンケートでも出てきていたということです。

そういうのも踏まえて、やはり今、各園の職員は、基本的には通常保育をメインとした職員体制を組んでいる部分がありましたので、そういう通常保育の職員体制とは切り分けた新しい役割に対応する職員体制が必要だという考え方を持ったところになります。

小金井とけやきだけでやって、ほかの園は特にやらなくてもという部分についても、地域ブロックの考え方も示された中で、私たちとしては、市の直営の保育園が残るのであれば、その役割をやるために残すべきだと考えていますので、その役割をやらない公立保育という考え方を持たなかった部分になります。残すのであれば、その園で今回示された役割をどうやっていくかを考えるべきだと思いました。

指導検査について、今回の方針では保育課でやっていく方向を考えております。ただ、今回、地域ブロックという考え方が示されて、三つの拠点園が民間保育園と連携をしていく、そういう中で、言葉の使い方が難しいのですが、指導検査的な意味合いのところは、今回の方針では保育課のほうで担っていく、公立の保育士が民間保育園の指導をしていくというような方針にはしていないという考え方になります。

その上で、新しい役割については、しっかり職員を置いて着手していくという部分で、資料323に書いているとおり、令和8年度から、確実に複数の職員は置いていくという考え方へ至ったものになります。

○堤委員長 小方園長のお話にもあったように、すでに取り組んでいるものもあります。ただ、一番大きいのは、役割の1番目の地域の連携、民間園との関係のところです。これは、特に現場レベルでの保育士の交流。言い方を変えれば、看護師と栄養士は今、そういうネットワークを持っているですが、現場レベルでの交流、学び合いが大事だとされて、この部分は、今の体制ではできない。また、配慮の必要な子どもも、この方針で人数を大幅

に引き上げるとしていますし、医療的ケアの問題は、けやき保育園が中心ですが、看護師に限らず体制を組む中で、どうやっていこうかということを考えています。

計画というほど、具体的に打ち出せてないのは苦しいところではあるのですが、特に民間園との関係については、下ではない、対等に学び合う中で、例えばどう不適切保育を防いでよりよい保育を作っていくかという手探りでやっていくことだと思いますし、くりのみ保育園、さくら保育園で先行してやっていく誰でも通園制度についても同様です。

具体的なスケジュール、マイルストーンがないというお叱りはそのとおりですが、ゼロのところからつくっていく必要があるということです。

誰でも通園制度も、令和8年度から始めると国は言っています。言っていますが、具体的な内容の通知が来るのが12月だったりするのです。国にあまり愚痴を言っても始まりませんが、市の予算編成がほぼ終わった後に、打ち出されたりします。それでも情報収集に努めて、民間園とも共有をしていきたいと思っているところです。

○小川参考人 何度もすみません。今、本当にやっていただいているのは分かっているんですけど、それを必ず5園、今絶対やらなきゃいけないというわけでもないと思うんです。来年度から。

何か手探りでやっていくので、率先してこここの部分はこの園が、この部分はこの園はって、五つできちんと成り立つ、五つある中で、それぞれ一つずつ役割やっていくって、それが長期的にはそれを成功体験もそれぞれの園で情報共有してやっていけばいいと思っているんです。そんなざわざわそう2人出してまでやらなくてもいいんじゃないのかなと思っているんですけど。一保護者としては、何か必ずこれをやるために、さくらは廃園されるんと言われても、納得はいかないですよ、今、やっていただいているもの。難度の高い、配慮をする子どもだってさくらにいますし、緊急時にも先生方頑張ってやっていただいていますし。

何でわざわざ無理に、各園に2名体制を組んでまでやんなきゃいけないのかなという。疑問があります。

○中島委員 誰でも通園制度については、くりのみ、さくらは既に空いている保育室を活用して、令和8年度から閉園までやっていきたいと考えています。そこで深めた部分について、小金井保育園、わかたけ保育園に引き継いでいきたいという考えです。

医療的ケアについては、けやき保育園にまず、拠点を置きたいということで、残る園

全部で、均等なサービスというところの難しさはある中で、担う役割について、園ごとに変えている部分というのは、今回の方針でもあると思っています。

その上で、各園、特に残る3園は、地域ブロック上、拠点園という形の考え方を持ちます。そのブロック内での拠点園のところについては、3園のうち1園は担当の職員を置かないとか、そういう考え方は難しいと思っています。今回の方針で繰り返し言っている四つの役割を実施するに当たっては、まず拠点園に、軸となる役割担当職員をしっかり置くことから始めていきたいと思っています。

置くタイミングも、最初1園だけ置いて、ほかの園には置かないということではなくて、残す3園についてはしっかりと置いていきたいと、配置していきたいという考えです。

○小川参考人　　すみません、けやき保育園が医療的ケア児を重点的にやりますというお話は、前から伺っているんですけど、小金井とわかたけは、その分何かほかに、ここを重点的にやりますみたいなのは決まっているんですか。

○中島委員　　誰でも通園制度をその2園で、わかたけ保育園と小金井保育園で実施していくことを考えています。

○小川参考人　　最初は、くりのみ、さくらでやってから。

○中島委員　　くりのみ保育園、さくら保育園が閉園するまではそこでやりつつ、定員を段階的に減員していく中で、保育室が空くタイミングに合わせて、わかたけ保育園と小金井保育園でそのスペースを活用して事業を実施していくという方針になっています。ですので、令和8年の時点では、わかたけ保育園と小金井保育園では誰でも通園制度の実施は難しいと考えています。方針のページで申し上げますと、10ページに、矢印でその取組を表記しています。くりのみ保育園とさくら保育園の部分に誰でも通園制度の実施で矢印がある部分が、途中からわかたけ保育園と小金井保育園に切り替わっていくというのが、今申し上げた部分になります。

○小川参考人　　医療的ケア児は、やっぱりけやきのみでやるということなんですね。

○中島委員　　拠点として職員配置をするのは、けやき保育園という考え方を今回の方針で持っています。ただ、現状、さくら保育園で対応しているお子さんは、令和8年度もさくら保育園で対応を行っていくことになります。

今回の方針では、令和8年度に、園の保健業務をやる方とは別に、けやき保育園に新しく増員で看護師を配置するという考え方を持っています。看護師は最終的に、医療的ケアを担当する看護師2名プラス栄養指導も想定されますので、栄養士を1名。また保

育士についても医療的ケア対応として、増員を考えています。

これは、小金井保育園とわかたけ保育園では想定していない部分になります。

○小川参考人 分かりました。

○小川参考人 先ほどの空いた保育室ということ、こちらとしてはそういう言葉を聞いたらしく、それだけでも切ない、というのは置いておいて、10月1日から新条例がうまくいくと、そのときに、さくらの2歳児の定員が12人になる。

○堤委員長 はい。

○小川参考人 前回もここで確認させていただいたんですけど、保育士が決まれば、そこに当てるというお答えだったかなと思うんですけど、今のところもそれは変わりないですかね。

○中島委員 保育士の採用試験をやって採用が決まれば、新しく採用になった方をさくら保育園に配置する考えです。

○小川参考人 今、全体的に先生が足りていない状況。

○中島委員 さくら保育園については、その2歳児クラスを担当させる職員が足りていないので、採用試験で採用が決まれば、その正規職員をさくら保育園に配置したいというのは、変わりはないです。

○小川参考人 ほかの園は足りている。

○中島委員 ほかの園の職員が足りているかというはどういう意味のご質問でしょうか。

○小川参考人 先生が定員を満たしている。

○中島委員 ほかの園で欠員は生じてはいますが基準は守られています。その上で、欠員分については、各園で頑張っていただいているのが実態です。

○小川参考人 次、決まった先生がいらっしゃれば、さくらの2歳児のほうでという形。

○中島委員 そういう計画です。ただ、採用試験なので、応募があって、試験に合格いただく必要があります。応募があるからどんな人でも合格というわけにはいきませんので、しっかり手順というか、能力を見させていただく、人物評価の面接をやる。最終的に理事者の面接までやっていますが、そういった段階を踏んで採用試験で合格いただくことが前提にはなります。

○小川参考人 身近なところに、保育士さんの経験者で、今、1回、お仕事辞められている方がいて、ぜひ受けてみませんかというお話をしたんですけど、今の小金井市のこの辺を見てみると、継続的に働けるかというのはすごく不透明なので、ちょっと不安が大きいので小金井市は受けないかな、なんて答えをもらってしまったんですね。

そうすると、さくらの2歳児だけじゃなくて、ほかの園も、先生方ちょっと足りない状況で頑張られているというところは、解消されていかないと、5園になろうが、3園になろうが、きついことは変わらなかつたり、新しい役割を在り方検討委員会で出して、せっかく打ち出して、それに添った形を今、整えようとしているとは思うんですけども、結局、そこが埋まらないと、数字でじゃあ2名置きます、何名置きますといつても、やっぱり余計先生方、大変になってしまふのかなというのがあって。

何か小金井市としては、保育士さんをいっぱい受けてもらえるような、何か具体的な手だてとか。当然、採用試験は打っているとは思うんですけど、ただ打つだけだと、やっぱり集まらない。先ほどお話をあったとおり、やっぱりある程度、できる方を採用していかないと、いろんな、それこそ手探りで始めていくような内容も任せることができなかつたりするのかなと思うので、その辺、何か具体的な、こういうアピールをして、ぜひぜひ、小金井市の保育士さんになってくださいというのは、何かされてるんですか。

○中島委員 まず、人事のほうでは、そういう保育士養成系の大学等への採用試験の周知をやっていただいている。

その上で、保育課と園職員では、保育園に実際に、試験を受ける前に来ていただく。現場の小金井の保育、公立保育園がやっている今の保育のやり方とかを、直接見ていたいしたり、園の職員から説明を聞ける場を設ける取組を、市のはかの職種ではやっていませんが、そういうことをやっています。実績としてその場に参加された方が試験を受けて入っていただいている例も出ていますので、それを引き続きやっていきたいと思っています。

あとは、今、お知り合いがそういうふうにおっしゃったということなんんですけど、そういういたイメージを払拭できるように、市としては、今後の議会を踏まえてにはなりますが、今回の方針公立保育園3園を残すとしていますので、そこをしっかりと言っていく。なおかつ、私としては、小金井の公立保育園で今やっている保育というのは、すごくいいと思っています。この間、私、保育課に関わって大分長い年数が経っていますが、やはり公立保育園でやっている保育はすごくよいと思っていて、これを何とか知りたいだけだときたいと思っています。この保育をやるために小金井市で働きたいと思っていた方が絶対いると思っています。ですから、現場を見ていただく説明会もやっているというところです。

民間との連携もそうです。実は、公立も足りないところがいっぱいあって、民間園か

ら学ぶこともたくさんあると思っています。余談ですが、この前、保育課長が園の職員と一緒に市内の民間保育園を見学に行ったりということもあります。その園でのやり方を学んだり、見させていただいたりというのもあります。

お互いに学びあうことで、小金井市の保育園で働きたいと思っていただけるようねばと、民間保育園とも常々そういう話をしています。

○小川参考人　ありがとうございます。やはりそういうのを聞くと、それだけいい保育だから、5園残してほしかったなというのがまた湧いてきてしまうんですけど、置いておいて、結構その現場を見てもらうとか、学生に見てもらうのも、すごく効果はあるんだろうなと思うんですけど、結局、そのやりがいの部分だけで魅力のPRも大事だと思うんですけど、実際にお給料であるとか、住居であるとか、そういった面も、実際、職を考える場面が結構、割合は大きいかなと思っていて。

私、学校現場とか教育委員会も、やっぱり魅力のPRに走って、人を集めようとするんですけど、それはそれで当然、志す学生とかなりたい人は、それも一つの第一義として取るとは思うんですけど、じゃあ、2番目、3番目といふと、やっぱり生活ができるかとか、どういう生活水準を保てるかとかというのも、考えなくないと思うんです。といったところで、そういったところもぜひ、工夫していただいて、本当に先生方、小金井のいい保育をやっていただける方、本当に早く増やしていただきたいなという思いがあるので、じゃあ、こういう新しい役割とか、今の質のいい小金井の保育を持続するために、こうやって保育士さん集めますよというのも、ぜひぜひ、何か打ち出していくだとすると。

さくらの廃園は嫌なんんですけど、まあまあ、頑張ってくださいとは言えるかなと思うので、やっぱり現場の先生方が大変な思いされているところに、また新しい形とか、新しい役割とかというのは、やっぱりプロの先生方だからやってくださるとは思うんですけど、人が足らないところに仕事ばかり増やすなんていうのは、多分、どの現場とかどの業界でもあると思うので、ぜひ、そこの解消も早期に行っていただきたいなと思っています。

以上です。

○堤委員長　そういうPRとか大事だと。今、保育園でやっていただいている、見学会はとても大事で、定着のことも考えると、例えば、駅に近いとか、施設がきれいだというところだと、公立園は不利なところがあると思います。ただ、子どもを大事にした保育をしたい

と思えば、いい点が必ずあると思うので、そこは入って見ていただくことで分かっていただく。それで、学生さんだったり経験者だったりにしても自分の目指している保育と合うということが分かることが、当初の離職の原因はリアリティショック、目指していたものと現実の違いで悩むことが多いと言われますが、それを防ぐことになると思います。

あと、今後方針が確定していったときには、新たな役割を打ち出すので、ここを理解していただいたり、逆に言うと、目の前の子どもの保育だけではなく、新しい役割を担っていただくという働き方にもつながるということです。

これは将来、例えば、園長になっていただくときでも生きる経験だと思います。ただ、保育のことを頑張りたいという学生さんだと、そこもミスマッチかもしれないでの、そういう全体のやりがい、仕事内容を伝えていく必要があると思っています。またそれがいい形で売りというか、そこに響く方に応募していただくことが、小金井の公立保育園の発展に、または継続につながると思っています。

処遇のことはなかなか、均衡の原則で難しい。ただ、別の言い方をすると、給与体系の問題で言えば、生涯賃金というか、一定年数を経たときの給与には、公立のよさがあると思うので、そういう生涯を通じた働き方、我々は継続して働いていただきたいですから、そういうことを発信していくことは今のご発言も伺うと、やはり必要だと思いました。

○山内委員 今年度の職員体制の人数が、今ちょっと何も資料もないで分からなくてあれなんですが、来年度、8年度以降のこの新しい役割を増やしていく中で、115人、令和9年度113人とあるんですけど、これは令和8年度は埋まるというか、欠員がないという前提で、一応、進めていくことが可能なのかというのをお聞きしたいのと、今、小川さんの話もあったと思うんですけど、やっぱりやりがいとかもすごく大切だと思うんですけど、給料とかもすごい大事だと思うんです、働くことに関しては。他市では結構、分類で、保育士さんを例え上級にする、チーフにするみたいなところが多いと思う、増えてきていると思うんですけども、保育士さんをちゃんと確保するという対策というか政策の一歩として、小金井ではそういうようなことは今後考えているのかというところを教えていただけたらと思います。

○堤委員長 申し訳ありません、そこは勉強不足なところがあります。近隣7市を中心に、給与の場合は類似団体という考え方があります。小金井市の場合は、東京都の給料表と全く同

じものを使っています。違うのは地域手当と言われる物価を反映する地域ごとの部分、ここは違います。23区のほうが、高いのですが、たた、小金井も高いほうです。

その中で、都表と同じ位置づけの中で上級格付をしているところがあるのかというのは、すみません。僕は元行政経営担当課長でもあり、あと組合役員でもあったのですが、そこはなかなか大変なハードルがあるという認識でまだとどまっているので、そこは調べてみたいと思います。

○山内委員 多分、近隣周辺だと、最近上級にしたところが何市かあると思います。

○堤委員長 なるほど。

○山内委員 なので、やっぱりお給料が少しでも、数万でも、長い目で見てみたらすごい大きな額になると思うので、お給料が少しでも高いところにおきたいなという。

○堤委員長 特に若い職員、20代ぐらいの保育士で言えば、民間との給与格差がやはりあります、現実として。特に、家賃補助や借り上げの住宅の部分だけでもどかんと差が出ますから、これが40代とかで入ってくると、違う面もあるとは思っているのですが、ご指摘のあった上級格付のことは、僕は知らない点があるので人事担当とかにも聞いて、まず、調べてみて、できるものであれば考えるということを含めてと思っています。ありがとうございます。

○中島委員 資料323ですが、おっしゃるとおり、正規職員の欠員がない場合の体制が書いてあります。個別に申し上げますと、給食調理員については、公務員の中で技能労務職という形での採用をしいますが、小金井市では一定期間、技能労務職の採用をしていない関係もありまして、職員団体とは、各保育園に給食調理員は正規職員、3人で配置という話でまとまっているところなのですが、実際、各園、2人ずつの配置で、1人分が欠員になっています。この部分については、1人の欠員に対して会計年度任用職員、月給制を2人充てるというやり方を現状やっています。

ただ、正規職員体制について資料化するときには、職員団体とは、あくまで正規職員としては給食調理3人の配置というお話をしていますので、資料としてはそういう書き方になっています。特にその部分は申し訳ないのですが、誤解を与えかねないので、改めてここで説明をさせていただいています。

その技能労務職を採用していくかどうかについては、小金井市としてはこの間の退職を不補充に、採用試験を打たずに、会計年度月給制で対応している経過があります。現状としては、その状態があるので、資料の補足説明をさせていただきました。

○堤委員長 まだご意見あると思いますので、延長は可能なのですが、もう少し質問をしたいという方が何人ぐらいいらっしゃるか確認させてください。一定数いらっしゃるのであれば、開始から2時間あまりたつたので、例えば、5分くらい休憩をと思います。

それでは、5分休憩を取って、再開したいと思います。

(休 憇)

○堤委員長 再開したいと思いますので、よろしくお願ひします。それでは、ご意見やご質問がある方、ご発言をお願いします。

○小川参考人 小川です。先ほどの2歳児、10月1日から募集人数を12名にしてというのを確認、いろいろさせていただいたんですけど、これは新しい条例に載せないといけなかつたことですか。

もっと別で早くスタートしてもよかったのかなと思って。

○中島委員 条例に基づいて、認可定員を東京都に届け出ていますので、今の形のその12人は条例で規定して、東京都に届け出て、それに基づいて職員をしっかりと配置した上で募集をという考え方です。ですので、条例に規定をしないまま、募集するというのは考えられないということになります。

○小川参考人 ありがとうございます。

○堤委員長 弾力的対応というので受け入れ人数を増やすという余地もありますが、それだとクラスをしっかりとつくるというところまで、市の考え方だと持つていきにくい。まして、そうすると、保育士を配置する、職員を多く抱えるということに関わるので、条例で規定する必要があると考えたところです。

○中島委員 補足します。専決の前の市の保育園の条例は、園全体で113人という形で、年齢を指定していました。その場合、113人の中で、各年齢クラスを何人にするかというの、弾力的に手続きさえ行えば変えることができるのですが、それはあくまで理屈上であって、113人と定義していたときでも、例えば0歳クラスの定員9人に対しての職員体制は固めていました。例規的な理屈でいくと、各年齢の定員は変えられるのではないかというテクニック的な話は過去あったところではあります。今の条例は、年齢別に何歳が何人という形になっています。各保育室の面積や職員数に合わせて、年齢別の定員に切り替わっていますので、部長が申し上げたような弾力的な運用は現状はしにくくなっています。例えば、今、くりのみ保育園、さくら保育園の4歳、5歳はそれぞれ24人定員となっていますが、保育室の面積、職員配置が保たれているのであれば、

臨時的に弾力運用で各定員の20%増しまで預かってよいとなっております。24人であれば、20%は4.8人、小数点以下を切り捨てた4人まで預かり人数を増やすことができるという仕組みが弾力運用と呼ばれるのですが、それは保育室の面積と職員配置が確保できていないと許されない制度にはなっています。

ですので、学年毎の定員を条例で設定していない中での弾力運用は難しい部分があります。今回、条例で各学年の定員を設定するところから始めたいと思っています。

○小川参考人 ありがとうございます。続いていいですか。

この間、この10月とか9月、急ぐ理由は何ですか、もう一年とかじっくり議論してからでもいいのではないかという質問をさせていただいたときに、何かその瞬間では明確な回答が得られなかったのかなと思って。何か急ぐ必要あるのかなど、私なりにちょっと考えて。

例えば、今の裁判あるじゃないですか、その結果にちょっと都合悪いから、早く条例作っちゃおうみたいな、駆け足があつたりするのかなとか、あと、東京都は2025年9月1日から、0から2歳の第1子の保育料を無償化する制度をスタートしています。

東京都によると、私立保育園の費用は都が全額負担し、公立保育園は都と区市町村が半額する予定ですとなっているので、あまり園が多くて、0歳児、1歳児、2歳児が多いと市の負担が増えちゃうのかな、だから早く急ぐ必要があったのかなと、勘ぐりすみません、失礼なことをしちゃったんですけど、何かそういうのもあって急ぎたかったのかなとか思っちゃったんですけど、そんなのは関係ないですか。

○堤委員長 歯切れが悪い回答については申し訳ございません。専決処分があつてこういう状況になっている中で、早く役割を決めて、それに基づく募集をするということを一番に考えておりました。そのためには、在り方を検討する必要があるので、あの当時から見れば、2年を要するその対応が最速だと考えたわけです。法律に基づいてそう急がなくてはいけないのかというと、法的にはそのような理由はないことになりますけれども、専決処分された条例の中で、旧方針も宙に浮いていた部分がある中で、公立保育園の在り方を決めていく必要があると考えました。令和8年の募集に反映させるためには、10月には入所案内を配り、10月15日には募集数を発表しますので、9月中にその条例を変える必要があると考えたところです。

さくらの2歳児の募集の話は、条例を変えるのであれば、そこで併せてやって、4月を待たずにできるだけ早くと考えたところです。ですので、裁判のことは、もちろん

我々にとっては重大事ですけれども、判決の時期がいつかということもあります。そもそもこの条例をしっかりと改めて定める必要があると考えました。あと、無償化による財政的影響は、あまり考えていません。というのは、前の方針からわかつたけ保育園を残すという形に変更しておりますが、それに幾らかかるのかというのも不確定です。ただ、3園なければ役割が果たせないという中で、建て直しか、長寿命化かで金額が変わってしまいますが、その費用は必要なものとして、役所内の会議でも懸念の声も上がりましたが、決定をしていただいたというところです。

○小川参考人 ありがとうございます。あと、私、一つだけ。

○堤委員長 どうぞ。

○小川参考人 白井市長は今日いらっしゃらないんですけど、もともと公立保育園を市民の財産にする会の一員だったのかな、なんて思ったりするんですけど、そうすると、財産を潰してしまうことになるじゃないですか。5園を3園にすること。どうしちゃったのかなというのは、直接、聞きたかったんですけど、いらっしゃらないので、何かその辺伺っているところがあれば、教えていただきたいなと思います。

○中島委員 まず、市長が公立保育園を市民の財産にする会に入っていらっしゃったことも含めて、私は存じ上げません。議員時代のことについてなのかもしれません、個人の活動のところについては、すみません、把握をしていません。

○堤委員長 そういう意味では、市長の、特に議員当時のお考えについてはお答えは難しいです。市長になられてからのことで言えば、議員時代も同じことを言っていましたけれども、役割と在り方がないのに、何園にすると決めている、あえて言えば、前方針がおかしいというお考えだったと思っています。

ですので、まず、元に戻す条例を提案されました。それが我々部局の努力不足というのもあるかもしれないと思いますが、否決された中で、在り方の検討についての条例案と予算案を提出して、1回目は否決されましたけれども、2回目に通ったという形です。

その中で、私が市長と話して感じるのは、公立保育園は市にとって、そして市全体の保育をよくするために必要だということを強く思っていらっしゃるということです。その上で、それが何園なのかということを検討する場が在り方検討委員会であって、小川さんのお立場からすると、五つある財産が減ってしまうのではないかというご意見かと思いますが、例えば、公立保育園はゼロでもいいというお考え方の方もいらっしゃる中で、在り方検討委員会での議論を踏まえて、新たな役割を果たすためにしっかりと残していく

必要があるというところで、この方針を判断していただいたものと思っています。

6月の庁議の中では本当に様々なご意見が上がった中で、市長として判断いただいた、それを11人いる部長、副市長2人、教育長も含めて決定したものです。そこから先は、直接的聞いていただかないと、というところになりますが、財産だということでは財産だと思ってらっしゃるということはお答えしておきたいと思います。

この運営協議会が大事だということを含めて、公立保育園は必要だということは何度もおっしゃっています。

○小川参考人 以上です。ありがとうございます。

○市岡委員長 ほかにあれば、お願ひします。

○芹江委員 ちょっと1個だけいいですか、今の。9月の上程をお急ぎになる理由というのは、今、堤さんがおっしゃったとおりなんだと思うのですけど、何でしょう、例えば、保護者としてはもっと説明会開いてくれとかというのを、要望はすごくあったわけじゃないですか。そういう要望を無視してでも、やっぱりそこを第一にしていたということなんですかね。

1個気になるのが、白井さんが議員さんの頃に、小金井市の廃園に関してブログで、何か長期的な展望を持たず、なし崩し的にことを進めようとするあまり、スケジュール面で保護者を含め関係者に不安を与え続けている点が市政の問題だって。長期的スパンで計画的に丁寧に、関係者とコミュニケーションしながら進めていくことが求められているのではないかと、白井さん言っているんですよ。

全くやられてなかった、ないなというのが、今回の私の感想なので、何かこら辺、さんざん説明会、1回目とか2回まで、くりのみはしていただきましたけど、もっと必要だというので、8月に運協でこういう場を開いていただいたら。今月もこういうふうにしていただいたというぐらい、来たいけど来れない方がたくさんいるという中で、それでも無理やり強行で進めようとしているのは何なんだろうというと、白井さんもこういうことを言っているし、勘ぐっちゃうわけですよ。

裁判の話で、例えば、今年度、くりのみ0歳で次入れたいですと募集があったときに、前回のさくらの裁判の判例を得て、入れざるを得なくなっちゃったりする。そういうのが嫌だから、先に条例決めたいのかなとかそういうふうなことを、どうしても勘ぐっちゃうんですよ。それぐらい、もっと説明してくれという要望が多かったと思いますし、パブコメにもたくさんあったんだと思っています。

それを無視して進めようとしているのが、とにかくきれいにしたいからだけだというのだと、何か腑に落ちないんですね。今、堤さんからいただいた説明だけだと、それだけでそんなに関係者の意見を無視するんですかというふうになっちゃうんですけど、やっぱりそれ以上の理由はないんでしょうか。

○中島委員 補足の説明をさせていただきます。裁判の関係は、今係争中なこともあるので、お答えは控えさせていただきます。

そもそも9月に市立保育園の条例の議案提出をするというのは、裁判が提起される前、在り方検討委員会の設置条例というのを議会に出したときに、既に議員の方に説明していたスケジュールでもあるということは、補足でお伝えだけさせていただきます。

その上で、結果としてスケジュールを優先されているのではないかというようなご批判のご意見あるかもしれません、設置の条例の議案提出の際にも考え方を説明して、在り方検討委員会でも答申までのスケジュールと、市議会への市立保育園条例の提出のスケジュールはご説明をしたうえで取り組んでいた部分であるということは、ご理解いただければと思います。

○芹江委員 何が何でも覆すことができないものなのでしょうか。

○中島委員 当初からの想定であったということです。

○堤委員長 今年の5月に答申をいただいた在り方検討委員会は、去年3月にご議決いただいた条例に基づくものですが、その前に一度条例を否決された際にも同じスケジュール感で考えていました。保護者の委員を入れるのは必須だという考え方や、学識の意見を聞くべきだというご意見、もっと長く議論をするべきという方と、もっと短く決めればいいという方と両方いる中で、あのスケジュールを組み、1回目は否決となりましたが、ほぼ同じ内容を提案して、2回目はご議決いただいたというところです。

そういう意味では、スケジュール感については、もともとこのようなスケジュールの中で、最速で方針と条例の改定を目指していました。その上で、芹江委員が一番言いたいのは、そのスケジュールを無視してでも、というとこだと思うのですが。

○芹江委員 まあ、そうですね。

○堤委員長 納得できない、依然として理解できる説明が十分ではないというお叱りを受けております。そこは申し訳ない部分もありますが、私としては、説明会の回数もできる限り増やし、また、この運協の中でご説明できるものは説明することを継続してさせていただく考えです。また、5園を維持すべきだというお考えからすれば、方針は前から変わっ

ていないではないかと感じる部分もあるかと思いますが、パブリックコメントのご意見を踏まえた変更という意味で、きょうだい児の入園への対応など、踏み込めるものは踏み込んで変えてきたつもりであります。

その上で、繰り返しになりますけれども、この方針と条例を最速に変えていく必要がある。それでも2年、時間をいただいておりますけれども、ここで変えて、次、新たな保育をつくっていかなければいけないからです。

保育士の採用も含めて、現場も本当にいっぱいなので、早くしっかりと、現時点としての最大限の解決を、これが100点だと思ってはいないですが、対応をしていく必要があると思っているものです。

○芹江委員 保育士の方の採用とかに結構関わってくるんですかね、さっきのお話だと、何か頓挫した状態だと、小金井市の保育園では働きたくないなみたいな意見が出てきたりもするかもしれないし。

○堤委員長 現場の保育は、さくら保育園でもくりのみ保育園でも、子どもたちを第一に頑張ってきているのですけれども、市の方針の方向性の裏づけがなければ、自分たちがやってることはどうなのだろうということにもなります。

現場の保育士も悩みながら頑張っているのは承知していますので、未来につながる方向性というのを決める必要があると考えています。

○芹江委員 現場の保育士の方たち、園長さん含めて、本当にお世話になっています。そこに対しては何の異論もありません。9月から延ばすことで、その現場の保育士さんたちの尊厳を傷つけてしまうようなことがあるということですか。

○堤委員長 尊厳ということではありませんが、将来、園の体制とか、自分たちは何に向かって頑張っていけばいいのかということは決まらないということになります。

○芹江委員 なるほど。

○堤委員長 実際、悩みを抱えているというのは、アンケートでも出ていると思っています。

○芹江委員 そういうのを何で言わないのかなと思いますね。それで何か、我々は早く決めたいのだしか言われないんで、もう少し、現場の方たちも不安に思っていることがあるとか。別にその保育士の方たちに、いやいや、頑張れよなんて言うつもりはないですし。というのを、だから、そういうのが丁寧な説明なんじゃないかなと思うんですけど、今、ここまで来て、数回説明会やってもらっていた、同じ質問を何度も繰り返して、やつといま一つ、なるほど、そういうのがあるのかと思えるようなご説明をいただけたので。分

かりました。ありがとうございます。

○伊藤参考人 今の話で言うと、なぜ9月かというのを、もっと延ばせないのかという意見は、もしこれが、その在り検をやる前の状態でご説明を受けたときでは、僕らはその在り検をやることによって、その5園、公立保育園5園を維持するとか、公立保育園5園あることの意味であるとか、役割であるとかというのを、しっかりと規定した上で、それで存続していきましょうよという方針を出されるんではないかということを、やはり強く思っていたがゆえに、もしその方針で出していれば、さっさと9月に通しましょうよというふうに、むしろ言っていたと思うんですね。

いや、でも、ところがそうじやなかつたよと、実際には。結果から見ると、5園が3園になった。くりのみ、さくらに関しては、その方針は変わらなかつた。前方針と言えばいいですかね、この今、現行の方針と変わらなかつたよねというところが、非常に落胆しているところであって、在り検を通して、3園にしましようというふうにするのであるならば、それを納得のいく説明をしてほしいというのは、本当は5園だったんじやないのかと。それを強化するための在り検だったはずだったに、それが全然違う結果になっちゃつたんだから、そのやっぱり期待していたことと、出てきた結果のすごいギャップに、なぜかということになっているのかなと思うので。

その辺を納得する説明はなかなか難しいかもしれないんですけども、そこに答えないとい、このラリーは永遠に終わらないのかなというふうにも思うんですね。だから、先ほど、その現場の声としても、この9月に決めることで、そこを先延ばしにすることが、むしろデメリットになるというようなことから、積極的に3園にするべきなんだ、3園にすることは、こんなにいいことなんだという説明がなされれば、それが納得いけるものであれば、なら、すぐやりましょうという答えにもなるのかなと思うんですけども、現状、そうではないのかなという、この資料を拝見していても見えてしまうというところが、こういう形で運協を開催しているとかということもあるのかなというふうには思うんです。

だから、ちょっと説明の仕方を変えないと、なかなか難しいかもしれないなとは思う。感想ですけどね、そういうふうに思ったという。

○市岡委員長 多分、ここは、本当に保護者によっても捉え方が違うと思うんです。逆に僕は、これまでの話を受けていただいて、ある程度、説明に対しては理解はできているんです。ここは、多分本当に保護者によっても、その捉え方とかその説明が十分か不十分かという

のは、捉え方の問題だと思います。100%、みんなが理解して納得というのは無理だと思うんです。

ここは踏まえた上で、ただ、ある程度こういうふうにするんだよとなるのであれば、そこに対するリスクだったりとか、問題というのを、こういう運営の場とかで話をしていくということは、すごく大事だと思います。

なので、そこは多分、人それぞれでなかなか難しいとは思いますが、僕としては、3園にする理由というのは、財政難の話だったりとか、役割の話だったりとかというところで、理解はできています。

多分そこは、本当に個人的なところもあるのかなとは思っているので、なかなかそこを、全員理解して進めるというのは正直難しい。スケジュールも絡んでくると、1年延ばしたからといって、全員の理解を受けた上で進められるのか。1年延ばすことに対してのデメリットのほうが、僕は多いと思うんです。現場のこともそうですし、お子さんも多分、困惑すると思うんです。お子さんも保護者も、また1年、同じ状態で進むのかと。となると、デメリットのほうが僕は多いと思うので、僕としては市側に立つということではありませんが、ここに対しては、人によるのかなと考えています。

○伊藤参考人　　そのとおりだと思いますし、今言ったのは、100を求めるという話ではなくて、3園にするならするなりのポジティブな理由が欲しいという。ぜひ、賛成したいというふうに思っているわけなんで、というところなんですよ。財政面の話出るとかというのは、そうであるがゆえに、致し方なくそうせざるを得ないというような説明の仕方にどうしてもなっておるので。いや、そうじゃないんだということを、引き出したいし、納得させてほしいというところで言っているところではあるのかなと思っています。

○廣瀬委員　　さっきの五園連、今日やった五園連の定例会でも意見が出ていて、私も確かにそうだなと思ったことがあって。保護者としては、5園が3園に減ってしまうという気持ちがすごく大きくて、議会の中では2園が3園。2園残そうとしていたものが、3園残すというように増えているという、その何か、前提の差があって、その説明が納得できなくて、今まで平行線になっているよねという話が出ていて、確かにそうだなと思っていて。

その財政面のことでも、財政が厳しいです。でも、それで保育に関することに、財政を持ってこれないというのは、優先順位の問題であって、全体の財政が足りません、保育もできませんというのも納得できないよねという意見も出ていて。どうにかして保育

をこう、上に持ってくることも、市の方針としてはできるんじゃないかなみたいな話も出ていました。だから何だというあれなんんですけど。

説明する側のスタンスが、2園から3園にしましたよという前提で話をされているので、多分、何か納得を得られるような回答が来ないのかなと思っています。

○堤委員長 在り方検討委員会が始まるときに、もっと言えば、白井市長が市長選で当選されたことで、5園を維持できるのではないかというご期待があつただろうとは思います。また、在り方検討委員会で出していただいた、保育園からの委員のお二人も、そういう強い思いを持って、様々な発言をいただきました。

一方、おっしゃったように、残るのが2園だったところが3園になったと考える方もいらっしゃいますが、現場を預かる身としては、施設の老朽化対策ですか、人員不足の中で、対応が可能な人員をどう確保するかということに関して、今回は前進があったと思っています。

本来であれば、小金井保育園の大規模改修についても、今着手していなくてはいけない時期です。個別計画でいえばそうなっていますが、予算要求はしていますがそれが通っていない。市としては、全体的な見通しで、5園がどうなっていくのかがない中で、この工事だけするという判断ができないということだと受け止めていますが、そのままでは施設の傷みが進んでしまうだけです。

私はもちろん、公立保育園は市全体の保育の質の維持向上のために必要だと考えていますから、そういう意味で、在り方を決めることで、人に対しても施設の老朽化に対しても、今後果たす役割を作っていくことが、長期的に保育園を守っていくこと、現場の不安も解消することに繋がると思っています。

本来、5園あればというところではお考えになるかもしれません、5園をどうするのかについて、裏づけや考え方がないと、宙ぶらりんになってしまうというところで言えば、今回の方針はその中身の肉づけをする部分だと思っています。

そういう意味で、普通、2年とかをかけてやる労使協議を、1か月でタイトな協議をしましたが、現場の皆さんにとっても前進する部分があるから合意いただけたのだと思っています。

財政面のこととも悩ましいのですが、説明会で市長からも話がありましたが、市民1人当たりの児童福祉費は26市で一位です。ですので、総体としてこれ以上上げるのは厳しい。中身の使い方などは見直す余地があると思いますが、総量を増やすというのは、

子どもが減っていくことが見えている中で、単に増やすということは難しいです。

私どもの思いとしては、今回の方針は、新たな役割を果たす中で、公立保育園を守り生かしていくためのものです。財政効果はどうなのかというのは、ここで2園から3園に増えているではないかというお考えの議員の方や市民の方からは、むしろ問い合わせがあるところだと思います。それに対して私どもとしては、これは必要なことで、今まで培ってきた先生方の知見も生かしていくことなのだと、守っていくことなのだと言っているところです。

○日吉参考人 順番に確認させていただきながら聞いてみたいところなんですけど、資料320のおさらいみたいな、93人というのは、これは保育士さんの人数だけで93人ですよね、93人いれば、保育業務に関しては回るということでいいんですよね、基本定員として。

○中島委員 この93人は、役割対応とかをやらずに、定員縮小も始まる前の、5園体制で元の定員でやっていたときの正規職員数で、労使で合意していた職員配置数です。

○日吉参考人 分かりました。そこには、看護師、栄養士、給食調理の方の人数は入っていない。

○中島委員 保育士が93人です。93人とは別に、各園にそれぞれ看護師さんが1名、栄養士が1名、給食調理は正規のカウントだと、一応、3名となります。

○日吉参考人 分かりました。そこを今、把握できたんですが、令和12年度、91人というのは、これはどうして91人なんですか。

○中島委員 令和12年度91人の内訳ですか。

○日吉参考人 内訳、いや、内訳でいうと、もう今、答えが出ていると思うんですけど、看護師と栄養士と、給食調理の方はカウントに入らないから、保育士の方は73名ですよね、ここ。

○中島委員 そうです。職種全体で、令和12年度で正規職員が91人の体制となります。なぜ、91人かということですか。

○日吉参考人 93人というものをちょっと前でうたっている状態で、今これ91人という形で表示されちゃうと、ミスリードもあるのかなと思って、保育士が73人になっているというところが分からぬ。

なぜ、減ったのかなという。人によっては減っていないように見えるような作り方をされているかなというところもあってですね。

○中島委員 分かりました。まず、資料320は、今日いらっしゃっていませんが、上田委員から前回の運営協議会で、庁内の理事者や部長職の会議の資料の中の、定員管理を議論したときの算定の根拠を出してほしいというご要望がありました。そこの部分は保育士数で

定員管理を見ていきましたので、引っ張ってきています。

日吉さんがおっしゃるとおり、今回、資料が並ぶとミスリードに見えてしまうというのは、お求めに応じて、そのときの考え方の積算を持ってきたがためで、補足の説明でフォローをさせていただきます。

○日吉参考人 ありがとうございます。

○中島委員 その上で、おっしゃるとおり、資料323で、保育士の部分だけカウントすると、令和12年に73人になります。ですので、これはもう隠すということではありませんので、今いる93人の枠が、段階的に園数や児童定員の受入れ数が減ることによって、12年4月の時点では73人になっていく計画になっています。

この間の減っていく期間については、基本的には、今、一般任期付職員という期間を定めて採用されていた職員の更新期限が来る方については、その期間の満了で、あとはそこに追いつかない部分については、基本的にはこの73人としている令和12年の段階でも、無理に退職させるわけではないので、73人を超えた職員の配置になる可能性もあります。

ただ、普通退職とかがもし発生すれば、73人の枠に収まるような状態で新規の採用を一旦止めるような考え方となります。もう一度ご説明します。

まず、73人というのが必要職員数として見込んでいる数です。そして、任期がある、一般任期付職員は14人います。

この14の方は途中で任期がきますが、この令和12年までの間に、先ほど話題に上がりましたが、途中で欠員が出たらどうするのかという問題もあります。もし12年までの間に、想定以上に職員が事情があって辞めたりすれば、そこを補充するために採用試験を打つことになります。73人は最低限守るラインとして、今回設定をしているということです。

○日吉参考人 最低限守る。

○中島委員 役割 の実施と、必要配置基準で73人を守るラインとして、方針として定めています。令和12年にきれいに73人になるような、例えば退職の時期も考慮してといったプランにはなっていません。

○堤委員長 まず、人数が減っていくというのは、そのとおりです。それはもともと、スペースを生み出すためのクラス数の話があって、クラス数が減るので対応に必要な職員数が減ります。

これに、新しい役割、各園最終的に6人ですけれども、これをどう作っていくかという話をしていたわけです。あと、あえて言うと、保育士のほかに、3人ではありますが、役割対応の看護師と栄養士が別枠で増えることになりますし、あともう一つ、合わせて議論しているのは、指導検査のための保育課の体制というのが議論になっていて、最終的な総職員数になります。

そういう意味で減っている部分があるのは、クラス数に伴うところがあって、プラスの要素として新しい要素があるのを足し引きしたうえで労使協議を行い、こうなっているということです。

あと、今、担当課長から定年退職の話がありましたが、定年退職はこの時期、ほぼ出ません。公務員の定年延長が続いているからです。続けないで辞めるとおっしゃらない限りは、定年退職が出ない。普通はこういう定員管理については、定年退職も見込んで、決めた数を上回ることがないようにしますが、今回は異例の判断で、最低限必要な人数としてこれを定めていまして、それ以上、普通退職が出なければ、それを上回る人数が残る年があることはもう分かっています。

当局としては、そういう異例な判断をしていて、過員と言いますが、それを生じる年度があることを前提に組んでいます。

○日吉参考人 あくまで、スペースの問題だというところから来ているところがあるということですね。

○堤委員長 スペースの中で、現行が減ったところでこうなっています。その分、新たな役割対応のところを。もともと以上に、現場から出た意見を踏まえて、柔軟に対応できるように増やしたり、役割の見方を変えたりしています。

○日吉参考人 もともとの展開を考えたら、縮小させる必要がないところまで縮小させているよう見えなくもなかつたので。予算の問題ありきとか、そっちのほうから来ているのかなとか思ったんですけど、スペースの問題ということであればしようがないかなと思うんです。

その上でなんんですけど、またちょっと戻りまして、令和8年度のところで見たときのわかたけ保育園19、小金保育園19というところで言うと、これは、現行の定員、定員というか保育士さんの定員満たしているんで、ここは通常、子どもの側、定員は減らす必要がない数字、確保できている。確保するつもりということなんですか。

○中島委員 お子さんの受け入れ人数は条例で減らしていくますが、進級されるお子さんの数を踏ま

えて見込んでいく必要があると思っています。ご質問は、この職員数がいるのであれば、定員を減らす必要はないのではということですね。

○日吉参考人 現行どおりいけるんじゃないかなという。

○中島委員 そこを減らさずにいくと、終わりがどんどん先送りになります。減らすのであれば少しづつ、令和8年度から少しづつ着手をしないと、今いる子たちが進級する幅、進級してというところのスタートを早く切らないと、完成というか、部屋が空くタイミングがずっと後ろ倒しになります。

職員配置としては、お子さんの数が1人、2人違えば、その配置の基準の考え方。0歳であれば、1対3とか、1歳であれば、1対5とかで考えていますが、そこが、例えば、1対5だったらこうだけど、1人増えるだけで1対5の計算で保育士を1人増やさなくてはいけないというような部分も出てきます。

それを調整しながら、令和12年には最終的にそこに落ち着く職員数にはなりますけど、スペースを空けるために、そういう考え方で着手を早くしていく必要があります。

○日吉参考人 そういうことですね。この辺の人数の話をお伺いしたかったのは、前回の運協でもお話しさせていただいていた、ここに座っていた保護者の方はいたと思うんですけども、くりのみから、くりのみにもその生まれたばかりの新生児なりを、次の世代の子どもを抱えている保護者の方、世帯の方はいらっしゃるんで、そういった意味で、令和8年度で見たら、115人というものから、看護師さんや栄養士さん、給食調理の方を抜くと89になるのかな。なので、93人というところでいうと4名、バッファーがあるのかなと思ったんですよね。その4名のバッファーを、例えば、希望されるけやきのところに入れていただければ、現行どおりの業務ができる、24名になるというところで、現行どおりの人数でもって保育できるのかなというようなことを、ちょっと一瞬思っちゃったんですよね。そういうところで考えていただいている部分があるかなということを、ちょっとお話ししたかったからだったんですけど、結局、このけやきの20と保育士の22、3という、この25名という体制は、あくまでスペースで割られている数字というお話しなんですか。

○中島委員 スペースというよりは、将来的に減っていくために、進級のところがあります。だから、4人の保育士を、例えば、けやき保育園を持っていって、とある学年を膨らませたら、その膨らませた学年は、やはり卒園するまで維持していかなくてはいけなくなる。そこの規模で膨らんだ学年が3歳とかずっと膨らみ続けると、今のプランは、異年齢

の3クラス編制を2クラス編成にするときに、規模としては最終的に各学年7人ずつの21人を考えていますが、そこでとある学年が膨らんだままだと、2クラス編制にするタイミングがより後ろ倒しになってしまいます。

今回、方針案よりも、わかたけ保育園、小金井保育園、けやき保育園の1歳クラスの募集数を増やした方針としています。令和8年、9年辺りで1歳クラスの募集が、方針案のときよりも増えるようにしました。その関係で、最終的に73人になる年度が後ろ倒しになっています。日吉さんにご提案いただいたような、生み出した保育士をけやき保育園のところに持つていって1歳クラス膨らませると、クラスの生み出しが遅れるということにつながるので、現況、その部分については、受入れ人数は今ご提案している方針のとおり、緩やかに定員を減らしていくプランをお示ししているという状況です。

○堤委員長 僕が説明したスペースの話は、どちらかというとゴール、最後の73人のときについてです。途中については、募集数を見て膨らませたりしている中で、各年度で募集できない人数がないように定員設定をすると、このような緩やかな配置の考え方をする必要があるという考え方です。ですから、ゴールのところは結局、スペースのところで見ていて、それを中間的に割り振っているという形です。

○日吉参考人 状況については、はい、分かりました。ありがとうございます。

○堤委員長 他に発言ある方、お願いします。

○伊藤参考人 今の話を受けてなんですかけれども、保育定員の見直しというのは方針の中で、それぞれ受入れ人数が増えているというところを見て、そういうことだったのかというふうに思ったんですけれども、それをすることによって、膨らました分で、最終的なこの人数にしていく年度が、だから1年度後ろ倒しになっているよという話なんですね。

○堤委員長 はい。

○伊藤参考人 というのは、今まさに、日吉さんがご説明してくださったように、今上の子はくりのみ保育園かさくら保育園に通っていて、下の子は今入れない状態ですという子の受入先について、例えば、くりのみで言えば、けやき保育園に入れられるような配慮としてこの人数が増えているということだと思うんですが、そうですよね。

○中島委員 まず、令和8年度と9年度にかけて、特に下の子の入園希望年度、1歳クラスの募集数が増えるように方針案から変更しています。

○伊藤参考人 ということですよね、だから。

○中島委員 例えば、くりのみ保育園の方がけやき保育園に必ず申し込まれるとは限らないとは思

いますが、方針で書かせていただいているのは、まず上のお子さんがいる保育園に申請する場合に優先がつきます。くりのみ保育園、さくら保育園の場合、下の学年がないので優先がつかないという部分については、今回の条例が可決され次第、入所の規則を変えて、そういう優先について基準を設けたいという方針にしています。そこが、方針案の8ページのイというところで新しく書かせていただいた部分になります。

入所の指標という考え方のところで、そういうたぐりのみ保育園、さくら保育園に上のお子さんがいる、でも下のお子さんは別のどこかの園に申請するという場合、本来、同じ園に入園するときにつく優先項目のような形の考え方を示しています。

○伊藤参考人 分かりました。それが、例えば、けやきで言うと、令和8年4月は、案では10名だったのが、15名になっているというのは、けやきの0歳児が上に行って、入ってくる子プラス、というふうに想定していた10名プラス5名分を、その優遇措置を受けられる子のために受入れ幅を広げたということですか。

○中島委員 今、在園しているお子さんの人数によりますけど、0歳の児童が進級して、進級以外の定員差のところの募集数を増やしていくということです。

○伊藤参考人 質問したかったのは、この増やす人数というのは、根拠はどこにあったのか。どうという数字なんですかというのをちょっと知りたかったです。

○中島委員 増やし方については、すごく悩みました。極端な話で言うと、令和7年のまで令和8年も取りあえずやりますと言ったら、今までご説明していますように1年間何もやらずに役割の実施を遅らせることと同じになります。

この方針自体のスタートが1年全く遅れることと同義になりますし、私たちとしては、役割に何とか最短で取り組みたい、最短で取り組むに当たっては、先ほど申し上げたように、役割の対応職員は、令和8年度から各園にどうしても置きたいと思っていました。

役割対応の職員も置きつつ、残りの保育士の人数と、あとはそのスペースを空けるタイミングを考え、理事者のほうに判断をいただいた形です。

○伊藤参考人 なるほど。その根拠になっているのはそういうこと。なるほど。

○中島委員 そうです。遅くすることは当然できますが、その分、何かのスタートが遅れるということと直結するので、いろんなパターンがある中で、どこを取っていくかというときに、最終的に、前回の方針案よりも小金井保育園とわかつたけ保育園は1年、けやき保育園については2年、最終的に70人になる時期がずれるけれども、今回ご要望をいただいていた募集数を増やす対応を行う判断をしたということです。

○伊藤参考人 すばらしい判断だなと個人的には思いました。と同時に、今の決定の理由を聞く限りは、もちろんそれはそれとして、正当な理由だというふうには思うんですけども、この保護者としては、下の子がいらっしゃっても入れたいよという方に関して言うと、そういう人がどのくらい各園にいらっしゃってということをヒアリングするなりということを思って、ヒアリングをしたということはありますか、まず。

○中島委員 そこのヒアリングは今回もやっていませんし、過去もやったことはないです。そういったご意見は当然いただいたこともあります。その上で、担当課長としてもそうですし、私、課長になる前は係長でとして保育園の入所をやらせてもらっていましたが、その上で、小金井市ではどの園でも起こり得るのですが、きょうだいが必ず同じ園に入れているわけではありません。

きょうだいの上の子さんが在園していて、その在園児の下の子さんがどのタイミングで生まれるかによって変わってくる部分かと思います。公立保育園のとある園でも、定員が減っていく前の話ですが、在園児の下の1歳児の子さんが同時期に9人いらっしゃったことがあります。ただ、1歳クラスの募集は9人も出ないわけです。そうすると、どう考えても全員が入所できるわけではなく、別園になるというような事象が起きる年度もありました。

そういう中で、公立保育園のほうで、今申し上げたような下の子さんで園をどう考えいらっしゃいますかのヒアリングというのは、私たちの都合のいい部分でいくとそういう意見を知りたいとはなりますけれども、聞かれた保護者の方の部分からいくと、それを聞いたのであれば入れてよというようなお声が来るというのも、現場の職員として感じているところです。

必ず入れているわけではないという部分のせめぎ合いで、なかなかそういったヒアリングというか、調査に踏み込めていないというのが本音の部分です。

○伊藤参考人 なるほど。ただ、方針案から方針にするときの4のイでわざわざ書かれたということというのは、そういうことなのかなというふうには。そういうことをすべきじゃないかというか、ここに書いた以上は、何らかの。人数を増やしたということは、すごくある意味先延ばしにするということを決断したという、すごく大きなことだと思うんですけども、今回は通常時とはやっぱり違うのかなというふうにも思うんですよね。だからこそ、このことを書かれたんだとは思うので、これは今からでもやってもいいんじゃないかなというふうに思いますし、やった以上は入れてあげるほうがもちろんいいとは思

いますし、できないものなのかなというのは、保護者の目線としては、まだこれを受け入れるという意味でも受け入れやすくなる理由にはなるのかなというふうには思いました。

○堤委員長 対応として難しい部分がございますが、ご意見として受け止めさせていただきます。

○伊藤参考人 別に、もう絶対入れますよと言わなくともいいんじゃないのかなというふうに思っています。私からは以上です。

○芹江委員 イのところは、具体的に何点とか今は言えないものですか。入所指數についてですが。昔、ちょっと知り合いで、何か民間保育園の先生が大量にボイコットしたみたいのがあったんですけど、そのときに、転園せざるを得なくなった人で加点にしますよみたいな。1点か何か加点されて、小金井保育園が何かを希望していたけど、補欠になったとか。ぎりぎり入所はできたらしいんですけど、何か結局、そんなことがあっても、1点の加点とかだと入所できないとか、そういうこともあるのかなと思ったんで。

○中島委員 園名は伏せますけど、令和5年に起きた事案だと思っています。民間の保育園で10人の方が出勤をしないという、出勤ボイコットという形で急に出勤をしないという事象が発生した園がありました。

私は、対応しましたが、結果として、10の方は2か月後ぐらいに辞められて、法人のほうでほかの園からヘルプの方を呼んで対応したという事象がありました。なかなか、保育現場が落ち着かなくてという状況があった中で、当時、その園の保護者の方とお話しして、転園を希望する場合、小金井市では、既に入所しているお子様よりも、入所できていない方の入園を優先するため、指數をマイナスするという対応をさせていただいていた部分を、その保育園の在園児に関してはマイナスはしないこととしました。ただ、転園のマイナスはつかないけれども、入所できていない人、今お仕事を復帰したくても入れていない人に、既に入所できているお子さんが勝ってしまうことはよくないという考え方から、当時は結局、そこに勝つまでにはらなないけれども、並ぶような範囲の指數の調整をさせていただきました。

ですので、芹江委員のお知り合いの方がどの状況で、どの方よりも下になって入所できなかつたかというのは分かりませんが、当時、そういった考え方を持って対応させていただきました。

○芹江委員 なるほど。ここアに書かれているものも、そういうことになるんですか。

○中島委員 アの部分については、その転園のところ、基本的には転園のマイナスとか、そういう

たところをしないという形で今考えています。

○芹江委員 うん、今、ご説明いただいた対応になるということですね。

○中島委員 そうです。さらにそれに加えて、今回、イのところを加えさせていただいたということです。

○芹江委員 はい、承知しました。

○堤委員長 ほかにご発言ある方はいらっしゃいますか。お願ひします。

○小川参考人 若干、今のに絡むかと思うんですけど、来年、上の子は卒園してしまうのですが、下の子の入所申請の際には何か加点がありますか。

○中島委員 上のお子さんが来年の4月の時点で、既にどこかの園に在籍していない状態になると  
いうことであれば、下のお子さんはきょうだい申請ではない、新規の申請の扱いになります。

きょうだいの加点については、保育園の2か所の送り迎えが大変になったりというところの配慮から、私たちのほうとしては、できるだけきょうだいが同一園になるような考え方で規定を設けているので、今のパターンのお話でいくと、上のお子さんが既に小学生になるということであれば、現状のきょうだいに関する加点の部分については、適用がありません。

○小川参考人 さくら保育園がもし継続していたら、入れることができたんですか。

○中島委員 ちょっとそこのところについては、お答えが難しいです。

○小川参考人 ありがとうございます。

○市岡委員長 はい。そのほか、ご質問ありますか。あと残り20分ちょっとですが。

○芹江委員 ごめんなさい。資料320の2の定員管理の試算のところなんんですけど、93人ベースで増員が必要かどうか見ていくと、5園の場合、下のほう、児童定員を減員した場合なんんですけど、5園の場合は119なんですが、93と比べると相当増員必要だよねと思うんですけど、4園の場合は96人ですよね。

○中島委員 はい。

○芹江委員 何か5園の場合と同じように、増員が必要だからバツみたいなのにすごく違和感があるって。

○中島委員 この資料は、理事者と部長職の会議のときに、まず、その目安として示した資料なので、私たちがこれ、バツですとして出したわけではありません。今回、色もつけたのも、ご要望があって、そのところで分かりやすく色をつけただけであって、当時の会議資

料では、ここに色をつけて、ここがバツですと、私たちのほうからその会議に上げたわけではありません。単純に9 3というラインを超えているか、超えていないかのところで示しているものです。

ですので、芹江さんがおっしゃるように、プラス3ぐらいだったら誤差だから、ここは別にというようなところが、この資料を見て、その会議体の構成員がどう捉えるかというところは、そういうお考えの方もいらっしゃったかもしれません。

○芹江委員 それをどう説明するかなのかなという気もしますし。あと、疑問なのが、この役割対応なんんですけど、役割対応の職員の方は民間の方と連携する方なんですか。それ以外にもいろいろある。

○中島委員 役割は、方針の3ページに表でまとめさせていただいている。今、おっしゃっていただいた民間園との連携というのは、役割の1番に書かせていただいている部分の一つのところです。役割の1番の期待される役割で、地域の民間保育室と連携、交流しとうところに。

○芹江委員 この320の資料で書いてある役割対応の職員というのは、方針の役割のナンバー1、2、3、4全部に該当するんですか。違いますよね。

○中島委員 1、2、3、4の全部に該当する職員として書いています。

○芹江委員 そうなんですか。

○中島委員 プラス、役割の3番目に、子ども誰でも通園制度というものが含まれていますが、子ども誰でも通園制度は、預かりに当たって、職員の配置の基準が定められたりしていますので、その対応職員として2人というのを別枠で書かせていただいている。

それ以外の役割対応はこの1から4の全体に対応するということです。

○芹江委員 2番も。

○中島委員 2番も含めてです。

○芹江委員 医療的対応の2人というのは、また別なんでしょうか。

○中島委員 そうです、2番の中の医療的ケアも、先ほどの子ども誰でも通園制度と同じように、ちょっと配置の職員としては別個に積算して配置するために、分けています。

○芹江委員 なるほど。何か、3ページ目のナンバー1の地域との連携というのがメインとかなのであれば、何でしょう、園ごとに何人という考え方というよりかは、小金井市として民間保育園がこれだけあるから、何人とある程度決まってくるのかなと。

5園の場合と、4園の場合と、3園の場合って、そこで人数が比例的に下がっていく

というのは、何か違和感があつたんですけど。

○中島委員 地域との連携について、今、芹江委員がおっしゃったような考え方もあると思います。その上で、今回の在り方検討委員会では、そういった役割も含めて、地域ブロック、拠点という考え方方が示されたと思っています。極端な話、地域の連携を行う担当職員が保育課に何人かいて、保育課が市を全部回るというのもやり方の一つだと思いますが、今回の在り方検討委員会では、それぞれの地域ブロックに拠点を置いて、そこを軸にやることで、四つの役割の議論がされました。市内に1か所集約型ということではなく、拠点を置くことでの役割実施について在り方検討委員会で議論されたかなと思っています。

○芹江委員 何か今のお話だと、例えば、東側は、けやきとくりのみがあつて、それぞれで四人ずつ必要ですというふうに考えますといったときに、くりのみがなくなりましたと言ったら、けやきに4人では足りないのかな、けやき側で8人必要になるんじゃないかと思うんですけど。

○中島委員 5園残した場合の、役割を5園でやつた場合という仮定ですよね。

○芹江委員 うん。

○中島委員 それはなかなか、仮のお話で難しいなと思っています。たしか、前回も上田さんがそういった役割対応のところもおっしゃっていただいていましたが、結果として私たちは、総合的に考えて、3園でやっていくということを方針として定めています。今、言われていることは、そこから逆算して、5園あって、役割を5園でやるということになれば、在り方検討委員会の議論を尊重するのであれば、5園それぞれで定められた役割をやるために職員を置くことは大前提だと、私たちは考えています。5園残した場合を考えるのであれば、5園それぞれで役割をやる職員を置いておかないと、5園残したけど、どこどこの園には役割の職員は置かない、役割はやらないという考え方ではないと私たちは考えて、今回のような、5園残った場合には、というご質問を受けた場合のお答えとしては、各園に役割をやる職員を配置するということになります。

○芹江委員 はい、分かります、分かります。だから、そうするとナンバー1の負担というのは、単純にくりのみとけやきだったら半分ずつになるのかなと思って、このナンバー1であれば。てなったときに、5園だから単純に20人という、何かそこの掛け算なのかなというのが疑問なんですよ。

○中島委員 そこが、業務量が単純に数字換算して、掛け算、割り算でできれば、良いのかもしれません。

ませんが、ブロックの規模が小さくなると業務量が少なくなるのかどうか。少なくなるのかもしれないですが、少なくなったら少なくなったなりの役割のやり方になるのかというのが、不透明な部分があるので。

○芹江委員 でも、何か定量的なものはあるんですか。ナンバー1とかは、まさに定量的なところなのかなと。

○中島委員 その部分で、私たちが考えたのは、新しい役割を1人に対応させるというのは仕組み的に難しいという中で、最低、複数の2人が必要だというところをスタートとして考えました。

結局、園数が減ることで、言い方が悪かったら言ってください、スケールメリットも出るかもしれませんし、園数が多ければそういうスケールメリットが出ないかもしれません。そのところは保育という定量ではかれない業務な以上、未知数だったので、私たちとしては先ほど申し上げたように、まず、複数の職員を置くという思想が大事だと考えました。

それを踏まえて、あとは配慮が必要なお子さんの預かりは、3園であろうが、5園であろうが、増やしていく。今、3園で18人やろうとしているところを、5園だと何人というのは決めたわけではありませんが、ただ、同様に増やしていくのであれば、配慮が必要なお子さんの対応をするための職員も増やすということになります。

誰でも通園制度も、今、3園の中で、小金井保育園とわかたけ保育園でとしていますが、5園残すのであれば、今の考え方だと、けやき保育園以外の4園それぞれでやるという考えになります。

結局、園が残るのであれば、そういった必要な役割職員は置いたと仮定していく、残す以上は、そういった職員の置き方というのを考えた次第です。それを踏まえて、5園の場合の人数についてこう書いているわけです。

○堤委員長 これは、本部の議論の入り口のところです。実際には人員の話と、公共施設マネジメントの対応を諮って、しかも2園というのは答申上ありえないというところをお諮りした中で、意見をもらったわけです。

今の芹江委員のご質問は、例えば、民間保育施設はざっと40ぐらいあるわけですが、それを例えば、1人で5園で見るのなら、市全体を8人で見ることができるという考え方だと思っていて、前回、上田さんもおっしゃっていたところだと思うのですが、役割対応はすべての園で実施するという考え方で、クラス担任とは分けて、複数でやらなければ

れば難しいというのが、アンケート等で出てきた現場からの意見だと僕らは受け止めているわけです。

しかも、民間保育園との関係では意見書までいただいた。連携が必要だというの認識は一致していますが、上とか、下とかではないというご意見もいただいているところで、その関係構築を各園で実施していくことを考えるとも、複数対応で置く必要があるという発想になります。

○芹江委員 複数対応は、おっしゃるとおりだと思います。4人じやないきやいけないのか、4人なのか。3人じやだめなのかとか。だって、3人になると、入っちゃうじゃないですか。4園の場合増員が不要になるんですよね。

○中島委員 割り振りは難しいのですが、四つの役割のうち、地域の連携もあれば、難度の高い保育、今まで以上に配慮が必要なお子さんの受入れをやっていくときに、全部正規職員では難しいので、そこには会計年度任用職員の方に今入っていただいています。正規じやない方で、特別支援保育を担当する月給制の方を雇ったりしています。

ただ、この方針で配慮が必要なお子さんをより預かっていくとしたら、その会計年度任用職員の方をサポートする正規職員、リーダー的な部分の動き方も含めて、正規の職員も増やす必要があると考えています。ですので、役割対応の職員について、いろいろな役割が同時並行になりますので、そういった部分で難度の高い保育のところも、恒常的に職員のマンパワーが必要な部分の役割対応、そういった地域連携の部分も同時並行で、その1園で運営していくとなった場合、複数対応のということで、最低4人という考え方を持ったところです。

4人かける3は12人だから、5園になつたら12を5で割ればいいんじゃないかというのが、前回、上田委員がおっしゃっていたことだと思いますが、そういう考え方だと、結局、1園当たりの配置が少なくなつて、そこで配慮が必要なお子さんに対するサポートに入る職員が生み出せるのかというようなところについては難しいと考えましたので、最低、4人を園に置きたい。もし、5園残るんであれば、その5園それぞれに4人。3園になるにしても、その園ごとに最低4人は置きたいという考え方になっています。

○芹江委員 それは現場の保育園の先生方たちの意見も踏まえて4ということですか。

○堤委員長 そうです。

○芹江委員 かしこまりました。

- 市岡委員長 やってみたら足りないというようなことも考えられるかと思うのですが。
- 芹江委員 そうですね。
- 市岡委員長 今、何をやるかというのも明確になっていないので、分からぬと思いますけど、そういう中で、配置を行うというのは必要なことですし、多分これ本当、足りない可能性も起きるんじゃないかなとは、僕は思います。
- 堤委員長 そういう意味で、ある程度融通が必要で、方針に内訳を書かないのは、力を入れている部分や課題に対応できるようにというのが一つあります。あと、先ほどもご説明した過員という部分もあり得るのですが、ここは市当局としては特段の判断をして、やっていけるようにしています。今の各クラスの保育を守りながら、新しい取組を先生方にやってもらえるようにしたというところです。
- それは特段のことで、僕の所管で言えば、同じような判断を学童保育や児童館に対してできるかといえば、簡単にはそうはならないと思いますので。
- 市岡委員長 めちゃくちゃ大変だと思いますけど、ここで新しくやるというのは本当に大変だと思います。僕は逆に、現場の方の負担のほうが大変なんじゃないかなとは、本当にずっと思っています。はい。分かりました。
- 伊藤参考人 ただその民間でいうと、どこに何のニーズがあるかということに対して、人をどれだけ当てるかというニーズがあって、初めてそれを分類して決めるわけですよね。じゃなければ、余剰の人員がかかると人件費がかかっちゃうんで、コストパフォーマンス出ないじやんとなるので。
- その感覚が多分、僕も同じく違和感を覚えたところ。例えば、医療的ケア児とか、あるいは民間の保育園の数は爆発的に増えることも減ることもそんなにないのかなと思うと、今の数で、今いる方の数とか、今の園数ではかられるものがそれほど変わらないんであるならば、それに対する連携のための人員であるとか、あるいは医療的ケアを行う人員であるとかというのも、おのずから決まってくるよねと。
- それに対して、何園を残すかによって数が変わる。一方でこちらのニーズは変わらないということが、違和感があるということなのかなというふうに思ったというわけです。
- 中島委員 ニーズの部分でいくと、未知数な部分があることは、お伝えをしたいと思います。
- 伊藤参考人 はい、それは分かります、ええ。
- 中島委員 その上で、特に医療的ケアの関係については、今、保育園のご相談は右肩上がりで増えています。これは国の法改正の影響もあると思います。医療的ケアが必要なお子さん

を、国の法律等を踏まえて保育でも受け入れをという流れがあります。

小金井市の取組でも、福祉保健部で、医療的ケア児コーディネーターを設置しています。医療的ケアが必要なお子さんのご家庭の話を受けながら、保育園に限らず、児童発達支援センターなどをご紹介するようなサポートをするようなコーディネーターの方も設置をしました。

ご相談は保育園でも受けていて、民間園でも受けていて、そういうマッチング当たり、その園なりのお話をしています。

民間園からは、そこは公立ならではのところなのではと言われています。子ども誰でも通園制度もそうです。どうなるか分からないけども国がやるという部分には、行政だからこそ率先して取り組んでいくことで、そこでどうなったかというところは、民間にフィードバックが欲しいと言われています。

難しいバランスだと思いますが、でもそのところは、市としては、なるべくその意を汲んでやっていければというのが、今の考えです。

○伊藤参考人　　それを最初に言っていただければ、納得いくのかなと思うんですよね。もしくは、それを率先してやることによって、どうなるか分からないものを、手が打てるのは公立の役目だしできることでしょうというんだったら、そういうことなら、というふうになつて。

○中島委員　　うまくご説明ができていなくて申し訳ないです。

○伊藤参考人　　いえいえ。

○中島委員　　あり方検討委員会でも、民間園の方からも意見書をいただいたりもしていますし、そういうところを、私もきちんとご説明できるようにしたいと思います。

○伊藤参考人　　いえいえ、そういう議論があったんですね。僕は知りませんでした、ありがとうございます。

○堤委員長　　そういう意味では、どちらかというとニーズ全体を捉え切ったかというと、医療的ケア児を含めて分からぬ部分があります。地域ニーズの連携も、連携をどこまでやっていくのか分からぬところがあります。

でも、あえて言えば、骨とか土台みたいなものを作りたいところで、そういう意味ではニーズでこれぐらいの業務量があるからというよりは、まずきちんと、負担はかけますが、無理ではない形で始められるための複数体制というところを組んだという形なのです。

○伊藤参考人 分かりました。

○堤委員長 それを公立園だけでやっていくのではなく、率先はしますが、地域全体に広げていくことが大事ですので、公立だけでやることを考えているわけではないというところを、しっかりやっていきたいということです。まずその入り口だと思っています。

○伊藤参考人 納得しました。

○市岡委員長 時間になりますが、よろしかったでしょうか。

○堤委員長 長時間どうもありがとうございました。

あと、保護者、保育士、そして保育課が入ってお話をという部分についていただいた宿題についても、早く考えて進めたほうがいいというご意見をいただいたところですで、調整を進めていきたいと思います。

次回この運営協議会としては、11月29日の15時半からを想定しております。

議題に合わせて共同委員長にも相談させていただいて、ご連絡させていただきたいと思いますが、まず、11月29日3時半からこの801というのを、仮の予定としては入れておいていただければと思います。

長時間にわたりましたけれども、引き続きよろしくお願ひします。今日はお疲れさまでした。

閉　　会